

第3回

松浦地域合併協議会会議録



日 時：平成16年10月26日(火) 10時

場 所：松浦市役所市民ホール

第3回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成16年10月26日(火)				開会時刻	午前10時00分
					閉会時刻	午後4時6分
会議の場所	松浦市役所市民ホール					
出席した 委員 30名中 28名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治	委員	寺澤 優國
	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰	委員	志水 正司
	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志
	委員	村田 末廣	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明
	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ	委員	日高 雅之
	委員	太田 末男	委員	山口 芳正	委員	永田 俊子
	委員	前田 次男	委員	井筒 清治	委員	廣瀬 茂好
	委員	村田 茂實	委員	森 眞一	委員	吉井 重忠
	委員	大畑 安盛				
欠席した委員 2名欠席	委員	宮本 正則	委員	村上 公幸		
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第3回松浦地域合併協議会会議次第

日 時：平成16年10月26日(火) 10:00～

場 所：松浦市役所市民ホール

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

協議事項

【継続協議事項】

- * 協議第 7号(協定項目17号) 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
- * 協議第 8号(協定項目18号) 各市町の慣行の取扱いに関する事

【新規協議事項】

- * 協議第11号(協定項目 6号) 財産及び債務の取扱いに関する事
- * 協議第12号(協定項目 7号) 新市建設計画の作成に関する事(その2)
- * 協議第13号(協定項目 8号) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事(その1)
- * 協議第14号(協定項目 9号) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- * 協議第15号(協定項目11号) 一般職の職員の身分の取扱いに関する事
- * 協議第16号(協定項目13号) 特別職の職員の身分の取扱いに関する事
- * 協議第17号(協定項目24号) 広報、広聴関係の取扱いに関する事
- * 協議第18号(協定項目27号) 人権関係の取扱いに関する事
- * 協議第19号(協定項目42号) 地域間交流関係の取扱いに関する事

4. その他

5. 閉 会

午前10時 開会

大久保事務局長

第3回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第3回の協議会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

もう皆様方も御存じのように、つい先だって、新潟中越地方におきまして震度6強の余震も含めて数回の地震が起こりました。そのことによって多くの方々が避難を余儀なくされておると。特に山古志村においては、全村避難というですね、極めて悲惨な被害が起こっておるところでございます。また、お亡くなりになった方も25名に及ぶということで、私どもにとりましても、言ってみたら過疎の地域のこういった災害に対する弱さといえますか、そういった部分をかいま見たところでもございました。本当に私どもとしては他人事でなく、被災をなされた皆様方の一日も早い、いわゆる心も、あるいは生活もしっかりとしたものに復活されることを心から願うものでございますし、あわせて、お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りする次第でございます。なお、このことにつきましては、行政も含めて、各種団体等々の義援活動もこれから具体化していこうかと思えます。ぜひ皆様方におかれましても御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、今月から月2回の開催ということになりますけれども、ゆえに、皆様方には大変御多忙の中、こうやってお繰り合わせ、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

前回の協議会は、福島町にお世話になりました。報告事項、議決事項の御同意をいただき、協定項目の協議については、5項目を御提案いたしましたところ、条例規則、それから町字の区域及び名称、行政区の名称及び区域の取扱いについての3項目について確認され、各種団体への補助金、交付金等の取扱いと、各市町の慣行の取扱いの2項目については継続協議となったところでございます。

また、協議会終了後は、福島町内の主な公共施設の視察をさせていただきまして、委員皆様方にもある意味での共通の認識を持っていただいたのではないかなと、そのように思いました。福島町さんには大変お世話になりまして、本当にありがとうございました。

本日の第3回協議会では、第2回の継続協議2項目、さらに新たに新規協議事項9項目を御提案させていただいております。専門部会も精力的に動き出しまして、新規提案の件数が増えてまいりました。重要な項目の協議も予定されております。どうかいろんな角度で積極的な御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、こういった9項目に及ぶ新規提案でもございます。今日は、実は松浦市の公共施設の視察をという考え方もあった訳ですが、時間的に非常に無理が出てこようかと思えます。今日は公共施設等々の視察は繰り上げさせていただくということの中で、議論に集中したいと思えますので、よろしくをお願い申し上げます。

結びに、本日御出席の皆様方の御健勝と御多幸をお祈り申し上げますとともに、本日の協議会が実り多き協議会となりますことを心からお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞ本日もよろしくをお願いいたします。

大久保事務局長

それでは、第3回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長の方でよろしくをお願いいたします。

吉山会長

それでは、第3回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、継続協議事項の協議から始めてまいります。

協議第7号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関することを協議題といたします。事務局から改めての説明を願います。

大久保事務局長

それでは……（発言する者あり）

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

鷹島町の金内です。議事の説明に入られる前に一言確認しておきたいということがありますので、確認させていただきたいと思えます。

本日の会合については、個々に事務局から送付をいただいております。前回も同様で、私

たちの手に入ったのは、昨日の午後、文書が入った。その前の14日の会合については、8日の会合で前々日、議案書の送付がなされた。予定されております会合も、あと9回、順調に行ったら9回残っておるわけですけれども、このような議案書の送付で会合がされるのか。幹事会等の問題もあろうかと思えますけれども、もう少し早く、目を通す時間を、余裕を持って送付していただきたい。それができないのであれば以前に予定されてある日程の変更をお願いいたしたいというふうに考えております。それについて事務局の回答を求めたいと思います。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

大変申しわけございませんでした。できるだけ早くお届けしようという気持ちではおる訳でございますけれども、どうしてもこちらの事務の都合で今回はちょっと遅れてしまったという結果になっております。次回以降は、できるだけ できるだけと申しますか、皆様がお目を通しするせめて3日ぐらいの余裕は持って、必ず届くようにさせていただこうと思っております。

本当申しわけございませんでした。そういうことで御了承いただきたいと思えます。

吉山会長

金内委員さん、今日の分につきましては、9項目、新規提案ということで出す訳でございます。私も今日の会議の進め方としては、新規提案の部分については結論を極力避けて、改めて今日の質疑を受けての議案の研究をしていただく中で、次回以降にその部分についての確認作業をさせていただくという配慮を今日の会議の進め方とさせていただこうと思えますので、以後はできるだけ早くお手元に議案が送付されるように、協議題が送付されるように努めさせたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。よろしいですね、はい。

それでは、戻りまして、改めて協議第7号についての説明をお願いいたします。

大久保事務局長

皆様のお手元には新規協議事項のみの議案を今回送付させていただいております。

そのようなことで、協議第7号は前回御提案申し上げた事項でございますので、第2回のときの議案を御準備いただきたいと思っております。

協議第7号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること。

議案の1ページをご覧いただきたいと思います。

調整の方針でございますけれども、「各種団体への補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情、公共的必要性、公平性に配慮し新市において調整する。ただし、平成17年度は旧市町の例による。」という提案でございます。

説明につきましては、前回提案時に御説明を申し上げておりますので、その辺につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

それで、この件につきましては、前回の質疑の中で、補助金、交付金の支出総額についての御質問、また、民生児童委員の活動内容と、それから協議会補助金の違いについての質問等を受けておりましたので、まずこれにお答えをいたして、そして議論をお願いいたしたいと考えております。

まず、補助金、交付金の総額でございます。一応、松浦市、福島町、鷹島町それぞれとその合計というふうなことで、済みませんけれども、口頭で報告させていただきたいと思っております。

まず、補助金の総額でございますが、松浦市からでございますけれども、504,000千円、ちょっと金額が大きゅうございますので、この辺で切らせていただきたいと思いますけれども、そして福島町 108,000千円、鷹島町 142,000千円、合計で 755,000千円、ちょっと四捨五入の関係で末尾が違いますけれども、そのようになります。

今回、御提案申し上げている内容が主に運営費に係る補助金ということで、資料を提出させていただいております。そのようなことで、今のは補助金、交付金の総額でございます、そのうち運営費に係る補助金がどのくらいあるかということとをさらにつけ加えさせていただきたいと思っております。先ほどの金額のうち、松浦市 57,000千円、福島町 79,000千円、鷹島町 35,000千円、合計で 172,000千円、残りが事業費補助金というふうなことで御認識いただきたいと思いますけれども、一応、金額的には差し引きの金額でございますが、あわせてここでまた御報告させていただきます。松浦市の事業費補助金は 447,000千円、福島町 28,000千円、鷹島町 107,000千円、事業費補助金の1市2町の合計が 583,000千円というふうな総額となります。わかりましたでしょうか。

金額については、以上のような状況でございます。

それから、もう一つの御質問が民生児童委員の活動の内容と協議会の補助金のことについてでございます。

民生委員のお仕事は、これは民生委員法に基づいて、それぞれの担当の区域内で住民の生活状況を必要に応じて把握し、援助を必要とする者の相談に応じ、助言、情報の提供、援助を行うというふうなこととなっております、これは当然のことながら1市2町同じ内容のお仕事をなさっておるというふうな状況でございます。

それで、今回、補助金の対象団体として上げております民生委員の協議会でございますけれども、これにつきましても法律の規定に基づいて設置をされておる協議会でございます、民生委員が担当する区域またはその事項を定めたり、民生委員の職務の連絡、調整、それから福祉事務所その他の行政機関との連絡、調整、民生委員自らの知識や技術の修得、このようなことを行うこととなっております、これまた1市2町の活動内容の基本的なものは同じでございます。

ただし、松浦市が四つの地区の地区民生委員協議会から成っておるというふうなところで、若干、地区独自の活動が少しはあるというふうなところでございます。基本的なものはほとんど一緒ということでございますけれども、それで、補助金が結局、民生委員さんの数に対して異なっておるというふうな見方がこの資料からある訳でございますけれども、松浦市におきましては、市が運営費の補助金以外に地域の実情把握に相当する業務の分として社会福祉実態調査委託料ということで3,998千円を支出いたしております。そしてまた、この協議会で会員から別に1人当たり年間25千円の会費を徴収されて運営をされております。

そのようなことで、松浦市としては、実質の運営費補助ということで、委託料等が別にあるものですから、そういうふうな形での補助がなされておりますけれども、その金額が2町から比べると人数の割には少なくなっているというふうな状況でございます。

そのようなことで、この協議会の歳出の、年間の歳出総額を大体民生委員さんの数で割り戻しますと、そう変わらないぐらいの金額には実はなっているというふうなところでございます。そのようなところで、実際に協議会の方に支出するやり方が現在1市2町によって異なっておるというふうなことから出てきておるというような状況になっております。基本的には活動内容については法律に定めてある事項を主体に行っているというふうな団体でございますので、活動内容に対してはそう違いがないというふうなところで御報告をさせていただきたいと思っております。

以上で協議第7号につきましての説明といたします。

吉山会長

ただ今協議第7号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関することについて説明がございました。

内容は前回の部分で御理解いただくとして、前回の折に質問がございました補助金総額の問題、運営費補助と事業費補助に仕分けをした際の総額、それぞれの報告があったところ。あわせて、民生委員協議会の補助金の関係について、松浦市が極端に少ないのではないかという御指摘等々があった訳ですが、そういうことについて、支出の内容等々の中で総額的にはさほど変わらない状況にあるという報告がなされたところでした。そういったこと等を含めながら、これより協議第7号についての協議に入りたいと思います。

改めての質問も含めて、これより協議していきたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり) 山口委員からどうぞ。

山口委員

福島町の山口です。ちょっと民生委員、児童委員の件について質問をいたします。

先ほど、ここに書いてあるほかに、委託費かな、3,900千円、4,000千円程度上がっているということですが、これも総額の中に入っているわけですね、先ほど報告のあった補助金とかの中に。別ですか。

大久保事務局長

補助金とは別なんです。ただ、民生委員協議会が受け入れるお金の一部には、歳入の中にはそれは入っているということです。協議会としては、補助金で受け入れる分、それから委託料で受け入れる分があるということです。今回ここには補助金だけしか上げておりません。総額には入っておりません。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。例えば、福島町の場合なんかは実費費用というふうな形の中で、同じような感じで出ている訳ですね。それは合計の中に入っている訳でしょう。松浦市だけが入ってらんというとは、ちょっといろいろ似たような助成か何かあって、全体的には変わらんというあれですけども、何かばらばらじゃなかかなと思うんですね。出すときに、それならばそれで統一して出してもらわんと、ただ福島町だけがこれだけだ、これだけだと言う

ても、ちょっと対照にならんというふうな感じがいたします。できればちゃんとした、それも含めて、例えば 4,000千円出せば 5,200千円とか、そういうふうな感じが私はわかりやすいかなと思っております。

それから、民生児童委員にこだわるわけではありませんけれども、非常に民生児童委員さんの仕事については大変だというのは、この前、皆さん御存じのとおりと思います。このようなものについては、ぜひもう少し、新しい市になった場合には考えていただければ、それぞれの皆さん方が助からすっちなかなかと、こう思いますので、是非ですね。これで多か
と私は思いません。かなり低い数字だと思います。毎月毎月あれだけ出ていただいて、報酬をやれという訳じゃありませんけれども、報酬はやられんようになっておりますから、もう少しそういうふうな運営費とか、何かの名目において出すべきじゃなかるうかと思えますけれども、よろしく調整をお願いいたします。

吉山会長

御意見として承っておこうと思います。

はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。単純な質問をします。

民生児童委員の件なんですけど、地域に各民生委員と、よく住民から聞かれるんです、児童委員と民生委員と兼ねてやっ
ていらっしゃるのかなということをよく聞きますので、そちらは兼ねてやっ
ていらっしゃるのかなということを質問します。

それとあと一つ、社会福祉実態調査委託料と言われたんですけど、これはどちらの方に委託されるんですか、民生児童委員に委託されているのですか、そちらの質問です。

吉山会長

はい、どうぞ。

園田財政部会長

お答えいたします。財政部会長の園田と申します。

まず、民生児童委員さんですね、これは民生委員と児童委員兼ねて活動が行れるということでございます。

それから、松浦市が先ほど委託料をお出しているということを行ったわけですが、月に 4,900円の12カ月分の68名の計算で 4,000千円弱ということになっております。

以上です。(発言する者あり) ええ、協議会に支出いたしております。

吉山会長

他ありますか。はい、どうぞ。

田中委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

それとあと、総合計の方、補助金、交付金の総合計の方は出していただいてありがとうございました。こんなふうに出していただけると、各地域の松浦市、福島町、鷹島町がどれだけの運営費で、事業費でやっているということが見えて少し活動が、どういう形で運営費をこんなに多くされているのかなとかいうのが見えてきます。ありがとうございました。

吉山会長

村田委員さんいいですか、先ほどちょっと、はい。

池水委員さん、ちょっと待っててください。

村田委員

鷹島町の村田でございます。各種団体への補助金、負担金の交付について、先ほど事務局の方より御説明がありましたけれども、その中で事業関係に対する補助金が583,000千円という説明がございました。先日の第2回の会議で資料が配付されました折に、鷹島町の場合、約80,000千円程度を事業費に出している、償還金だったのですが、その資料が配付されておいて、あと抹消した資料が配付されております。これは多分、事業に対する補助金だと解釈していいんじゃないかと思う訳です。

あと、この表を見ますと、それぞれの自治体で協議会を設置され、構成人員もそれぞれ掲げられ、これは運営費と解釈します。そうした場合、先ほど申し上げられました金額が、事業関係がほとんど上がっていないと、この表では上がっていないように見受ける訳ですが、その点についてのお考え。それと、僕は、この負担金、補助金につきましては、従来から1市2町の自治体においてそれぞれの協議会の運営費等について、この提案理由にも掲げておられますとおり、公共的必要性、あるいは公平性に配慮した交付がなされてきたと思う訳です。だから、ここに掲げてありますように、新市になってから配慮して調整するとしてありますので、それぞれの組織に対する補助金、これは1市2町それぞれ金額が違います。それは構成人員も違いますので、当然だと思えます。新市において、地域の皆さん方の、組織の皆さん方の意見も十分聞きながら、この補助額についてはそうむやみやたらに減額されない

ように調整していただきたい、そのように思います。これは要望になりますけれども、そのようなことでよろしく願いたいと思います。終わります。

吉山会長

一つ質問があったので、どうぞ。

園田財政部会長

お答えいたします。

事業費関係は、鷹島町さん、福島町さんからそれぞれ16年度予算に基づいて出している数字を先ほど申し上げた次第であります。

吉山会長

後の分、要望として意見というとらえ方をさせていただきます。

すみません、ちょっと池水委員から先ほど挙がっておりましたので、どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。先ほど補助金の総額、それから運営費、事業費という形で御報告がありました。各町で運営費と事業費の比率がかなり違ってきますよね。この辺のところの理由について、事務局の方からもう少し詳しく説明していただけませんか。

吉山会長

はい、どうぞ。

園田財政部会長

お答えいたします。それぞれ前回提案ありましたように、従来からの経緯とか実情、そういうものに基づいて今まで流れてきていると思う訳ですね。先ほども民生委員、児童委員、松浦市は委託料で出しているのを何で補助金で出さんとかと、そういう議論になる訳なんですけれども、これまでのそれぞれ経緯がありますので、なぜこうなったのかというのが、それはちょっと、これまでの経緯から各町がそれぞれ出しているんだということで御理解いただきたいんですけどね。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。行政的な中身はちょっと我々もよくわかりませんが、単純にとらえて、運営費という主な項目は人件費ですよね、これ。いかがですか。

園田財政部会長

例えば、松浦市では社会福祉協議会とか、そういうところに運営費を出しています。これは15年度で約18,000千円弱なんですけれども、これとか、各種協議団体ですね、人件費じゃなくて、協議会とか運営するのに会費を取っているとか、あるいはそれに不足する額とか、そういうのも運営してくださいよという補助金とか、それぞれあるわけですね。ですから、先ほどから言いますように、人件費のみではないと、例えば……

池水委員

当然、人件費のみじゃないでしょうが、そこに占める割合の、運営費の中の割合の部分は人件費というのが主なんですかと聞いている。

園田財政部会長

いいえ、そうではないものもたくさんあります。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

よくわからないんですけれども、要するに、ここで提案があっているように、先ほど発表されたような形でかなりばらつきがありますけれども、中身についてはそうではないんだという報告もあっていますが、ここで提案がっておりますように、公共的必要性、それから公平性に配慮して新市できっちりとやっていただいて、今1市2町でこういうばらつきの数字がありますが、極力そこら辺はばらつきがないような形できっちりとやっていただければいいかなと思います。

吉山会長

今のは今後の調整を進める基本的な考え方の御意見として伺っておきます。

永田委員、ちょっと待ってくださいね。今の件について、志水委員どうぞ、御説明があるそうです。

志水勝輔委員

福島町の志水でございます。今、人件費をどの程度出しておるかというお尋ねだったんですけれども、福島町で人件費を補助している団体というのは、この中では社会福祉協議会、それから商工会、観光協会が一部若干ある程度で、ほかの団体というのはほとんどがボランティアでございます。人件費を補てんするような補助はしておりません。そのような状況

で、恐らく鷹島町も松浦市もその考え方は同じじゃないですかと、こういうふうに思っております。

池水委員

ありがとうございました。

吉山会長

追加説明があったところでした。

永田委員、お待たせいたしました、どうぞ。

永田委員

福島町の永田と申します。民生児童委員についてですけれども、委員構成については、このままの人数ですっとよろしいんですね。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

いろんな細かい議論まで今進んでおる訳でございますけれども、たまたまここは各種団体の運営補助金の一覧で上げただけでございまして、それぞれの中身につきましては、それ以外にもいろいろ協定項目がたくさんございまして、例えば、今おっしゃった分については、社会福祉制度の取扱いというものを後ほどまた御提案申し上げて、その中で議論をしていただければというふうに思っております。

吉山会長

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほか。 じゃ、質疑を打ち切ってよろしいですか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、それぞれの御意見、御質問等々があったところでございます。

基本的には、この提案をしておる「各種団体への補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情、公共的必要性、公平性に配慮し新市において調整する。ただし、平成17年度は旧市町の例による。」という、この考え方について、より公平で今日までの経緯等々を十分配慮して進めていただきたいという意見があって、大体この提案の内容で御理解いただけるのかなと思うんですが、ここで確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように協議第7号につきましては提案どおり確認をさせていただきます。
ありがとうございました。

それでは次に、協議第8号 各市町の慣行の取扱いに関することについてを議題といたします。総務部会長から説明願います。

末吉総務部会長

おはようございます。総務部会長の末吉です。よろしくお願いいたします。

それでは、協議第8号（協定項目18号）各市町の慣行の取扱いに関することでございます。議案の方をご覧くださいと思います。

提案内容は、「市章については、合併までに調製し、合併時に制定する。市町の木、花、歌並びに市町民憲章、市町民表彰、宣言、市町主催の行事については、合併後調整する。名誉市町民制度については、合併後に制定する。但し、すでにその称号を贈られている各名誉市町民についてはこれを新市に引き継ぐ。」という内容で、前回と同じでございます。

吉山会長

特に追加説明するようなことはないんですね。

末吉総務部会長

はい、説明については前回と同じでございます。

吉山会長

それでは、ただ今協議第8号、前回の説明を踏まえて、提案内容について今説明が終わったところでございます。

これより協議に入りたいと思います。御質問、御意見ございませんか。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤でございます。協議第8号につきましては、前回の協議会の折に、るる説明もございましたが、ただ、その中で、公募によってひとつ市章を定める方向で進めていきたいということでしたが、その公募の方法について、今現在、福島町、鷹島町、松浦市、それぞれ歴史を踏まえた市章と町章というのがある訳ですね。こういうものを尊重しながら、今の1市2町の町章、市章を含めて、ひとつ公募ということ考え方をされておるのかどうか、そこら辺について、公募の方法についてのお考えをお尋ねします。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

公募につきましてでございますけれども、確かに今、各1市2町それぞれに市章、町章が存在いたします。今回の場合は新設合併ということで、それを廃して新たな新市、松浦市でございますけれども、誕生させるというふうなことで今協議を進めておるところでございます。それによりまして、新たな市の市章というものを今回広く募集する訳でございます。

それで、よその協議会等の状況をいろいろ調べてみますと、今から作っていきます、特に建設計画の中でまちづくりの基本理念というものをこれから議論するようなことになりますけれども、そのようなものにふさわしい市章を制定しようというふうなことで、募集の目的に掲げておられるところが多うございます。今までのそれぞれ1市2町の歴史・文化、これも当然そのまま引き継がれる訳でございますので、それも十分加味した中で、新市にふさわしいものというふうなことの公募になるものであらうと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

特別こだわるわけじゃございませんが、前回の協議会の折に、公募、それから新市になるであろう市章ということの作成については、公募も含めて4,300千円程度、現段階としてはかかるのではないかという説明があったようでございます。金額的には4,300千円ということでございます。それぞれ受けとめ方も違うとは思いますが、やはりそれぞれの歴史を踏まえてきた市、町の市章であり、町章であるということでございますので、私はそういうものを含めて公募はひとつ幅広く求めていくべきじゃないかというような考え方を持っておるわけですが、そこら辺について、再度ひとつ確認をしたいと思っております。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。現在の考え方といたしましては、現在それぞれ市章、町章があるわけですが、その市章、町章を公募の対象から除外するという考えは持っておりません。そのことも含めて公募をやっていきたいと思っております。

寺澤委員

はい、わかりました。

吉山会長

その他、特にございませんか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。公募の方法論なんですが、1市5町の名称を決めるときにも公募を行いました。広く全国から集まってきた訳ですね。結果として、私たちのまちの名前をよその方が応募されて、多数あったもんですから、抽選で選ばれてしまった しまったという言葉はいけないかもしれませんが、そのような結果になった。これはふるさとを思う気持ちを考えたときに、やはり何となくしっくりこなかったというのが正直な思いであります。そういった意味で、今後この公募をなさるときに応募される方の制限等々を設けられるお考えはないのか。やはりこの地域、少なくとも1市2町の出身でよそにいらっしゃる方とか、そういった何かある程度の制限というのを設ける考えはないのか。そして、公募を広く全国にした場合に、マークというのは、全国にいろんなマークがございます。ある新しい合併をした町でも決めて、その後に類似したマークがあるということで変えた経緯もありますので、そのあたりを十分考えていただいて、この公募の方法について現段階で何らかのお考えがあるのであれば、そのあたりをお示しいただきたいと思います。

吉山会長

どうですか。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。現在まだ具体的に募集要項について部会、あるいは幹事会で検討いたしておりませんが、今どうするかということをお議論いただいておりますので、委員の皆さんから御意見をいただいて、それを参考にして幹事会で募集要項を練り上げて、またこの場にお示しをしたいというふうに考えております。

吉山会長

今の幹事長のお話ですと、これから公募の方法等々について御意見をお伺いし、それを参考にしながら要項をつくりたい。ただ、これについては、公募を含めた提案について確認した後、要項作成という手続になっていこうかと思っておりますので、そのことを置きながら、公募の方法について幹事会としては参考にしたいということでございますので、公募の方法としてどうなのかという部分で御意見を伺いたしたいと思います。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。この公募方法につきまして御検討いただくということございまして、慎重にひとつお取扱いを願いたいと思います。同時に、確定、あるいは憲章、表彰、あるいはこれを取り扱う時点をやはり御検討いただきたい。前回ではいろんな批判もあったように思います。したがって、これの取扱いについてのお考えを一応ただしておきたいと思います。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

この市章の募集につきましてでございますけれども、一応今回の協議会におきましては、現在御提案申し上げたような内容での確認をいただければと思っております、最終的に調印が終わり、議決が終わり、そして県知事さんへの申請が終わった後の合併までの期間の中で公募、そして決定作業をこの協議会の中で進めていこうというふうなことを考えておるところでございます。憲章、表彰につきましても、そういうことで、その議決後、そして……（発言する者あり）すみません。憲章、表彰につきましては、合併した後に進めていきたいというふうに考えております。とりあえず合併までに市章のみは間に合わせるということで、そういうふうな考えを持っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。この発表、あるいは決定、憲章、表彰というようなものにつきましては、やはり発足時点の式典の中に取り込まれるというような方法がいいんじゃないかと思えます。事前にやるとか、あるいはその前に決定するとか、大変前回は混乱をしたような思いがいたします。すかつとした方向で、ひとつ取扱いをしていただきたい。これは要望しておきたいと思えます。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。前回の会議の中で、この点に関しましては友田委員からの発案で予算

も含めたところで公募すべきなのかどうかということをもう一度検討するというような形じゃなかったかと思っているんですが、もう公募ということで前提は決まったんですかね、これ。決まっていないですね。

吉山会長

まだ、これは提案段階で、議論の流れがそういうふうになっておりますので、確認はしておりません。

池水委員

そういうことでよろしいですね。であれば、皆さんにももう少し意見を伺いたいと思いますが、4,300千円近くのお金がかかる訳ですね。今回の合併の目的からすると、経費削減が第一の目的だという、そういうことからしても、この4,300千円が本当に必要なかどうか。といいますのは、市章という分に関しましては差ほど、どれだけ市民が意識をしているのかということもよくわかりません。したがって、本当にこれが必要かどうかということも僕自身もわからないんですが、もう一度その辺のところも考える必要があるんじゃないかと思っております。それと、もし公募されるんだとすれば、公募のやり方でちょっと疑問に思っているんですが、このマークという部分については、かなり専門的なものの意味合いがあるかと思うんですね。一般公募で、趣味でされている方もいらっしゃるかもしれませんが、いざ決めるというときに、非常に確定しにくいものだろうと思うんですね。そして、片方でこれを専門的にやっておられる、ロゴマークとかそういうものを専門的にやっておられる方がいらっしゃいます。逆に、そちらの方に頼んだ方が安く上がるというようなケースもあるかと思うんですね。したがって、これが公募としてなじむものかどうかということもいま一度考えていただければと思っております。

吉山会長

今、4,300千円程度のお金を必要とする公募という形でいいのかという意味も含めて、改めて委託ということも考えとしてあるんじゃないかという御意見でした。

このことについて、何か幹事の方ある なかね。

皆さん方、どうですかね、それぞれ。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。私は公募ありきという形でちょっとお話をさせていただきます。

友田委員が先ほど公募の対象をちょっと枠を狭めてしたらどうだろうかということなんで

すけど、そちらの方で1市2町以外に行かれた遠くの人から公募をされてはどうかという話があったんですけど、私はその意見には反対です。なぜかという、遠くの方は遠くの方で遠くのところで税金を納めていらっしゃるの、やっぱり松浦市で頑張っている方がたくさんいらっしゃるの、そちらの方の住民から公募するという形をとってもらいたいと思います。よく市報もそうなんですけど、松浦市報を見ている、遠くの人たちの頑張っている姿を1ページに載せられているんですけども、私は何かおかしいなと思うんです。遠くの人を尊重することもいいですけど、地元で一生懸命頑張っている人たちを尊重して盛り上げていった方がいいと思います。

吉山会長

という御意見もございました。これはもう公募ということですね、公募の流れの中で方法論として御意見があったところです。いいですか、皆さん。はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田です。これは4,300千円というお金が本当にかかっている、もったいないと思いますし、私は安い方をとられていいんじゃないかなと思います。委託が安ければ委託でも構わないんじゃないでしょうかと思いました。

吉山会長

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島町の田島です。市章についてですけど、このことはやっぱり、ぜひ合併の暁には市章は新しく作成していただくということが一番望ましいと思います。

それで、公募という言葉、やたらに出てきておりますけれども、私は、これは言葉じゃなくして一つの意味合いを図柄にあらわすという、やっぱり専門的なことになろうかと思えます。それで、誰もかれもこれはできる仕事じゃないんじゃないかなと思うところもございしますので、さっきからちょっと専門家に頼んだ方が安上がりじゃないかという話もあっておりますけれども、私もやはり、これは専門的なそうした方がおられますので、デザインとかなんとか関係者がおられますので、その人たちに頼んだ方がかえって立派なものができるんじゃないかなというような感じはしておるところですけどね。公募といっても、そんなに簡単にはいかないでしょう。私はこのように思いますので、専門家に依頼した方がいい案ができるんじゃないかなと思っております。

終わります。

吉山会長

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦市の武尾です。4,300千円が高いか安いのかよくわかりませんが、今の松浦市の「ま」をそのまま使えば一番安いと、そんなふうに思っております。実際、福島町はツバキの花をデザイン化したものであり、鷹島町の場合はホークスですね、あれをデザイン化したものである。松浦市の「ま」は、それだけで松浦市ということがわかるんじゃないかと思うので、一番安上がりは、松浦市の「ま」をそのまま使った方が一番安くいくんじゃないかなと思うわけです。ただ、田島委員さん言われたように、新しくできるんだから新しくつくるべきだろうと、その気持ちもわかるんですが、安くという思いならば、あるいはわかりやすいとなれば、松浦市の「ま」でいいんじゃないかなと、そんなことを思っております。

吉山会長

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦市の福村です。今、公募すべきなのか、あるいは予算のこと等を考えて委託の方が安くつくんじゃないかと、いろいろ議論されておりますが、私はいろいろ話聞きよりまして、やはり新しく松浦市として今からスタートする訳です。これも未来永劫に、松浦市が存在する限り使っていく訳ですね、全国、また世界に向けてですね。そういうことから考えれば、それは専門家にすればうまく表現できるかもしれませんが、私は、資質の差はあっても、これだけの1市2町の住民の中には、そういったことを十分考えて表現される方もいらっしゃると思うんですよ。したがって、できれば松浦市で松浦市の市章は考えて制定すべきだと、私はそのように思います。

吉山会長

新市の松浦市民というとらえ方ですか、行政でというとらえ方ですか。市民ですね。（「これは公募」と呼ぶ者あり）はい。

はい、大畑委員どうぞ。

大畑委員

松浦市の大畑であります。ただ今市章につきまして、両論あるようでございますが、結論

から申しますと、私は、現在は素人もパソコンが普及しておりまして、相当こういう図案化が容易ではなかろうかと思えます。また、1市2町が合併するということですから、1市2町の住民の皆さんに合併という認識を深めてもらうという面からも1市2町に限って公募することが望ましいというふうに考えます。

以上です。

吉山会長

それぞれ今御意見をいただいております。この提案は、市章について合併までに調製し、合併時に制定するというその方法論について、どういう形で制定するのかという方法の議論をしていただいております。このことについては、事務局サイドとしては、調印後、何らかの方法で新しい市章を制定していこう、その行動をしていこうという、そのときの参考にとということで、それぞれ今御意見をいただいておりますという状況でございます。

もうちょっと聞きましょうかね、よろしいですか。今ご意見出ているのはやっぱり公募でもいいよという声があり、一方委託でやった方が安くあがるんじゃないかということ、それから地域を限定すべきだという、また広くという部分、それぞれご意見が出されたところでございます。こういったご意見をこれから幹事会等々でもんでいただきながら改めて合併の調印、そして県知事申請後、合併までの間に具体的な作業を進めていくというそういうことで市章については合併までに調製し、合併時に制定をするということについて確認をしていこう。それについてまた、制定作業については慎重を期しながら、皆様方と議論を交わしながら方法論等々については詰めていくということにしておきたいんですが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。実は協議8号は、もっと別に市の木、歌、市町民憲章、市町民表彰、宣言、市町主催の行事については、合併後調整するという、その内容も提案として入っております。このことについてどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。はい。ありがとうございました。では次に名誉市町民制度については、合併後に制定する。ただし、すでにその称号を贈られている各名誉市町民についてはこれを新市に引き継ぐという内容も提案されておりますがこのことについては。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。それでは、協議第8号全体でまとめたいと思います。各市町の慣行の取

扱いに関することにつきましては、原案のとおり確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。では先ほど加えた部分も含んだ形の中で確認させていただきたいと思います。

では、ここで若干休憩をとりたいと思います。

午前11時57分 休憩

午前11時10分 再開

吉山会長

それでは再開をいたします。引き続き協議に入らせていただきますが新規協議事項に移らせていただきます。協議第11号財産及び債務の取扱いに関することを議題といたします。財政部会長から説明を願います。

園田財政部会長

財政部会長の松浦市の園田と申します。それでは協議第11号、協定項目第6号でありますけれども財産及び債務の取扱いに関することについて御説明いたします。

1ページをご覧ください。これにつきましては、1市2町の所有する財産及び債務については、全て新市に引き継ぐものとするということといたしております。

市町村合併の場合の財産の取扱いにつきましては、地方自治法第7条第4項に財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定めるという規定がなされております。

調整項目の説明に入る前にまず、「財産」とは、どういうものかという定義につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思います。

15ページをお開き頂きたいと思います。財産の定義といたしまして、地方自治法の237条に「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうと規定されています。

公有財産の範囲及び分類につきましては、同じく地方自治法の238条第1項に、範囲といたしまして、一つ目に不動産、二つ目に動産、船舶や浮標、浮き棧橋、浮きドック等になりますが、それから三つ目に用益物権といたしまして、地上権、地役権、鉱業権、漁業権等、それから四つ目に無体財産権としまして、特許権、著作権、商標権、実用新案権等、それから五つ目に有価証券といたしまして株券、社債権、地方債証券等であります。それから六つ目に出資による権利、それから七つ目に不動産の信託の受益権というふうに規定をされております。また、同条の第3項で公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類するということになされております。

行政財産とは、庁舎や学校、公営住宅、公園などのように、普通地方公共団体において公用又

は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうと規定されています。それから、物品につきましては、普通地方公共団体の所有する動産のうち、現金、公有財産及び基金に属するもの以外のもの、並びに普通地方公共団体が使用するために他から借用して保管供用している動産をいいます。それから、3番目といたしまして債権というのがございます。これは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいうものでございます。それから、4つ目に基金というのがございますけれども、これは地方自治法第241条で特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされております。それから次に、債務についてですが、債務には地方債と債務負担行為がでございます。地方債につきましては、地方公共団体が資金調達のために借入れを行い、その返済が一会計年度を超えて行われるものでございます。債務負担行為につきましては、複数年契約等、2年以上にわたる債務の負担を行うものでございます。

今申し上げました事柄が、これから御説明いたします中で出てまいりますものでございます。

それではまず、2ページに戻って頂きたいと思えます。ここには、(1)不動産ということで土地及び建物について記載いたしております。行政財産と普通財産に区分をし、行政財産については、本庁舎、消防施設等の公用財産、それから学校・公営住宅等の公共用財産に区分して、各市町ごとにお示ししております。3ページは、1市2町の合計でございます。

次は4ページでございますけれども、ここは、(2)動産について掲載いたしております。

次に5ページをお開きください。(3)無体財産権といたしまして、福島温泉の権利一式でございます。

次に、6ページをお開きください。ここは、(4)有価証券ということで、1市2町の合計で263,550千円ということでございます。

次に、7ページをお開きください。ここでは、(5)出資による権利といたしまして、出資証券が1市2町の計で323,456千円であります。

そして、次の8ページにその続きがございますけれども、出捐金をあげております。1市2町合計で389,711千円となっております。前のページの出資証券と合わせますと713,167千円となっております。

次に、9ページをお開きください。物品でございますが、ここでは、その代表的なものとして、車両関係のみをあげさせていただいております。一般自動車、特殊自動車、特殊車両で合計199台ということでございます。

それから、次が10ページでございますけれども、ここは、(1)債権といたしまして掲げておりますが、貸付金関係でございますけれども、1市2町の合計では328,228千円でございます。

次は、11ページでございますけれども、ここでは1市2町のそれぞれの税、使用料等についての滞納状況をお示ししております。それぞれの欄の上段が調定額、下段が未納額となっております。1市2町の合計の調定額が6,873,628千円でありまして、それに対する未納額の計は576,749千円の滞納ということになっております。なお、この調定額につきましては、平成15年度単年度分、未納額についてはこれまでの累計ということでお示ししております。

次に、12ページをお開きください。ここでは、基金の状況を平成15年度末の残高でお示ししております。1市2町合計で6,449,458千円ということになっております。

それから次は、13ページでございますけれども、今日は訂正させて頂いております。その普通会計分、公営企業会計分、3つ目の普通会計公営企業会計の合計の下線を引いた部分が前回と変わった部分でございます。修正をしております。それで、債務のうち地方債の状況をお示ししておりますが、平成15年度末の地方債現在高は、1市2町合計で、上段の(1)普通会計分24,680,141千円、中段の(2)公営企業会計、その他特別会計分8,213,966千円となっており、3段目にその普通会計と公営企業会計の合計としまして、32,894,107千円という状況でございます。それぞれの会計の下に住民一人当たりの金額ということでお示ししておりますけれども最後の合計額のところで円未満切り捨ての関係でちょっとあわない部分が出て参りますのでご了承頂きたいと思っております。

それから、14ページをお開きください。債務負担行為の状況をお示しいたしております。債務負担行為につきましても、平成15年度末の状況でありまして、平成16年度以降の支出予定額は1市2町合計で2,563,366千円となっております。

以上が財産及び債務の取扱いに関する各項目についての数字をお示したところでございますが、これらは、あくまでも15年度末現在の数値でありますので、今後、合併までには増減が出来ることをご承知おきいただきたいというふうに思っております。

以上、財産及び債務の取扱いに関するご説明いたしましたけれども、調整内容といたしましては、1市2町の所有する財産及び債務につきましては、全て新市に引き継ぐものとするということと提案をさせていただいております。以上で説明を終わります。

吉山会長

はい、ただ今協議第11号財産及び債務の取扱いに関することについての説明がありまし

た。まずはご質問等々がございましたらお受けしたいと思います。

松本委員から先にあがったようでございます。どうぞ。

松本委員

福島町の松本でございます。13ページ、地方債の残高が上がってきておるわけですが、この地方債につきましては、第1回の折にも鷹島町の委員さんから発言があつておりましたように、交付税で交付されるものがあるわけですね、パーセント。例えば過疎債であれば70%ですか、その交付される額をひとつお示しいただきたいと思うんです。各自治体の地方債に対して何年度で幾らで結構でございますから、何%交付されますということが一つ。

それからもう一つは、債務負担行為でございます。例えば、鷹島町の場合、債務負担行為、1,460,000千円ございますね。実は、2回目の会合の折にも私発言したわけですが、鷹島町の土地改良関係で償還金の補助金、これは外すということでございましたが、この償還金の補助金はここに上がっております 1,460,000千円の中に入っておるのかどうか、まず確認の意味でお尋ねいたしたいと思います。

以上です。

吉山会長

今、二つの質問がありました。

園田財政部会長

後段の方からですね、償還金、補助金入っております。

それから、交付税の算入ですけれども、こちらに、手元に一覧は持っておるんですが、これを皆様方にコピーして……。

吉山会長

コピーをさせていただきますので、ちょっとその間待っていただきたいと思います。

じゃ、村田委員どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田でございます。

まず、2ページにそれぞれの自治体の不動産、いわゆる土地ですけれども、合計で 5,359,351㎡掲載されております。この中で、これは全部が登記済みなのか、あるいは未登記がもしあるとするならば何筆で何㎡ぐらいあるのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

次に、4ページでございますが、この動産につきまして、船舶の隻数が福島町さんに現況で11隻の保有がなされておるようでございます。この船舶の町保有の11隻というものはどういった船舶を保有されておるのか、この点についてお伺いをいたしたいと思えます。

それから、9ページの物品でございますけれども、この中で、鷹島町の場合の自動車、乗合バスが5台ほど交通事業会計におるわけですけれども、この乗合バスについては、ここに上がっていないわけですけれども、どういった関係で上がっていないのか、御説明を求めたいと思えます。

それはなぜかと言いますと、地方債残高の方には公営企業、あるいは特別会計にも上がっておりますけれども、乗合バスの物品の欄には台数は掲げていないようでございますけれども、どういった関係でここに上がっていないのか、その点について御説明を求めたいと思えます。

以上でございます。よろしく願います。

吉山会長

はい、よろしく。

園田財政部会長

それでは、ただいまの3点のことについて、私の方でお答えできる部分のみお答えさせていただきます。

登記済みですね、これ全部登記済みかということは、これは未登記の分もでございます。ただ、何筆それがあのかというのはちょっと把握できておりません。

それから、船舶ですね、これは福島町さんに手こぎの和船が11隻あるそうでございます。

それから、鷹島町さんのバスですね、これにつきましては、資料を出していただく段階で、それぞれの部分を出していただきたいということでありますので、このことについては鷹島町さんの方にちょっと……。

木山財政部会員

鷹島町の木山と申します。うちの乗合バスが載っていない訳ですけれども、一応、一般会計の財産ということで出しております、公営企業の分を除いたところで提出しておりますので、乗合バス5台分が抜けております。以上です。

園田財政部会長

以上でよろしゅうございますか。

吉山会長

よろしいですか、村田委員。先ほどどなたか手が挙がっておったようですが。はい、友田委員どうぞ。（「結構です、今資料いただきましたので」と呼ぶ者あり）

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

12ページ、基金関係でお尋ねをいたします。

この基金というのは、それぞれの自治体が目的を持って積み立ててきておるのが基金でございますが、これを新市に引き継いだ場合、市全体に使われては困るような基金もあるわけですね。例えば、この中の国民健康保険財政調整基金、これは松浦市が 37,000千円、福島町が 133,000千円、鷹島町が 35,000千円ですね。これは国民健康保険を納税しておられる方々のお金でございますから、やはりそこら辺考えていただくにやいかんと思うわけでございます。全体的に申しますれば、やはり目的を持って積み立ててきておるわけですから、その目的に沿った形で使用していただきたいと思います。

なお、福島町の場合、鉱害復旧かんがい用水施設維持管理基金というのが13億円ございますが、これは1市5町の折の協議の中で御承知と思いますけれども、これはこの施設を維持するための基金でございますから。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

園田財政部会長

ただいまの件にお答えいたしますけれども、各自治体にはそれぞれ理由があることと思いますので、そのそれぞれの目的に沿った形での利用ということになるのかなと。

そこで、例えば新市になって、そういう同じものが、例えば目的があれば、それらは新市で調整することになるかということだと思っております。

吉山会長

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

例えば、先ほど言いました国民健康保険関係ですね、目的は3自治体一緒かもしれませんが。しかし、非常に金額が違いますね。松浦市の場合 37,000千円、福島町の場合 133,000千円なんです。やはりこういうのを目的が一緒だからということで一緒にして使用してもろうては困ると思うんですね。そこら辺は御理解いただきたいと思うんです。

吉山会長

はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

福島町の志水です。今の御質問にあるように、国民健康保険財政調整基金という金額が15年度末で福島町の場合 133,000千円近くあります。私は、この合併のスタート時に福島町では医療行政が大変遅れておる、診療所の改築を大きな課題として抱えておりますという説明をいたしました。したがって、15、16年度にかけて福島町の診療所を改築いたしました。今やっと完成したところでございますが、16年度においては、この基金は、今、松本委員の方から質問があるように、税率を上げて、保険税を高く徴収して積み立ててきた基金なんですね。だから、ハード面にも私は使わせていただきますと、そういうことで、前回の合併協議会では御理解をいただいて、診療所の建設資金として充当しますという説明をし、理解をいただいたと思っております。

そういうことで、ここには 133,000千円ありますけれども、16年度で約 45,000千円ぐらい、診療所の建設に充てたいと考えておるところでございます。具体的には、今後提案される20番目の国民健康保険制度の取扱いについてという項目が出てまいります。その中で、国保税の税率、または基金の使い道等も含めて、また議論されようかと思っております。その中で具体的にはなつてこようかと思しますので、御理解を賜りたいと思います。

吉山会長

松本さん、よろしいですね。

志水勝輔委員

それから、立ったついでですから説明いたしますが、16年度で我が町で大きく変わるのが工業用地造成基金 470,000千円あります。これが 250,000千円減っております、16年度はですね。福島町は炭鉱閉山後、企業誘致を主体に進めてまいりましたが、なかなか立地がなないません。いろんな条件が整わないから企業は立地しないということ、まず第一に、福島町は島でございます、水源がないんですね。水源開発、そのために水道水を使う企業がまず立地できないという不利な条件にあります。そういうことで、これまで一生懸命、炭鉱公害を受けながら水資源の開発に努力してきましたけれども、今ようやくその望みがかなおうとしておるのは、喜内瀬半島に採石場をずっと、採石場が開発されておりました。その採石をとった後を水瓶に使いたいということで、その敷地もすべて町に寄附をいたしていただいて

おるところでございますが、今年の11月、既に春に試掘を終わらせて、ため池として使うように今整備をしておるところでございますが、何せ玄武岩をダイナマイトで壊しながら採取したところでございますので、果たしてたまるかどうかということが非常に不安でございました。今現在、大体、雨は観測しておりませんが、今のところ約7万トン程度の貯水能力を確認しておるところでございます。

したがって、これが漏水し出すと、やはりグラウト工事とか、そういう大変な資金が必要になってまいります。そういうことで、250,000千円を水資源開発基金として振りかえたということで、16年度にですね。そのような基金をつくっておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

吉山会長

目的基金については、これは基金そのものがその目的に照らして使うような造成がされております。したがって、その目的に沿う形で今後も、引き継がれたとしても対応するというのが原則ということに相なろうかと思えます。それから、国保の関係については、また協議第20号でしたかね、協議項目20号で改めてその取扱いについては別途協議をするということにいたしておりますので、御理解賜っておきたいと思えます。

そこで、先ほど松本委員からございました交付税措置額との関係、地方債償還額と交付税措置額との関係についての資料が配られましたので、説明をいたさせます。

園田財政部会長

それでは、御説明いたします。

皆様のお手元にお配りしているのは、平成15年度の決算に基づく元利償還金等でございます。まず、平成15年度元利償還金額として、それぞれ松浦市、福島町、鷹島町計ということで、松浦市は1,699,912千円、福島町、鷹島町はそれぞれ記載のとおりでありまして、合計が3,014,261千円ということになります。これは元金、その下にありますように、元金が、記載のとおりで、元金と利子合わせた額が先ほど言いました額でございます。

これから、償還額の中には特定財源ですね、例えば住宅を建設する場合に住宅使用料を取りますね、そういうのを特定財源と言うんですけども、そういう特定財源が松浦市の場合には96,390千円ございます。そうしますと、それを差し引きますと、一般財源等でBということですね、1,603,522千円ということで、松浦市の例でいきますけれども。

それから、災害復旧等に係る基準財政需要額ですね、これが交付税で反映されるわけですが、これも、これが松浦市の場合 552,206千円、そして、その下に事業費補正により算入された防災費ということでもありますけれども、それは公共事業とか義務教育とか、そういうふうなものに充てられたものの償還ですね。それが 412,966千円ということで、基準財政需要額に算入された交付税措置額としておりますけれども、 $C + D = E$ 、これが松浦市の場合 965,172千円であります。福島町さんはその額にいったら 401,035千円、鷹島町さんが 486,871千円ということで、合計 1,853,078千円ということでございます。それで、元利償還額に対するですね、Aに対するEの割合ということで、交付税措置額が何%の割合になるかということで、松浦市の場合は56.8%、福島町の場合66.5%、鷹島町の場合68.5%、平均で61.5%ということになっている訳です。

それで、ついでに申し上げますけれども、下に平成16年度、今年の交付税の措置に係る償還額が幾らになっているのかということで、そこに記載しておりますけれども、災害復旧等に係る分、これが松浦市、福島町、鷹島町合わせて 1,354,750千円と、それから事業費補正算入分が合計で 526,102千円ということで、1市2町で計 1,880,852千円ということになっております。これで先ほど交付税の割合といいますか、元利償還に対する割合というのをそこにお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

吉山会長

よろしいですか。はい、吉井委員どうぞ。

吉井委員

松浦市の吉井です。今、財産、債務の状況ということで見ていますけれども、1個1個見ても全然わからないんですけど、要はバランスシートがあれば一番わかると思うんですけども、損益も何か、ざっと損益の方はわかるんですけど、これもできれば損益計算書があれば、何かないんですか。

園田財政部会長

ただ今バランスシートという件で御意見ございましたけれども、これにつきましては、松浦市は12、13、14年度、バランスシートをつくっております。ただ、これはですね、地方自治法でこれを必ず作成しなければならないということになっておりませんので、ほかの団体さんがどうなのか、ちょっとそこまでは確認しておりませんが、そういう状況でございます。

吉山会長

はい、大畑委員どうぞ。

大畑委員

松浦市の大畑でございます。7ページについてお聞きをしたいと思います。社会福祉法人福島福祉会の1,000千円の出資金であります。私の勘違いであれば申しわけないんですけども、この1,000千円については法人の基本財産であろうと思われ。この法人の基本財産は、土地、建物並びに1,000千円で構成されているんじゃないかなと思うんですが、そうであれば、もうこの出資金じゃなくて、この基本財政の1,000千円は法人に帰属させるべき金額であろうと思います。今のところ、この福島会は公立運営でされておるからこういう形になるかと思いますが、合併の時点では公有財産はそのように、有償、無償、いずれにせよ帰属すべきものではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

園田財政部会長

申しわけありません。福島町さんの方に御回答を……。

通山財政班長

福島町の通山と申します。おっしゃるとおり、社会福祉法人福島福祉会への出資金1,000千円につきましては、福祉会の基本財産でございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

大畑委員

松浦市の大畑です。そしたら、やはりこれは法人に帰属させるべきものであって、町が有する財産ではないと思います。法人が必ず土地、建物、あるいは土地、建物がない場合には、今は新しい法律では5,000千円というふうになっておるんですが、これは法人の基本財産であって、法人に帰属させるべきと思いますが、御検討いただきたいと思います。

吉山会長

志水委員から考え方を。

志水勝輔委員

御指摘のとおり、福島町の振興公社 いや、失礼しました。福島福祉会の1,000千円です。それは今後検討して、今のところ決算書に載っておる分を上げてきた調査表とっておりますので、なお検討していきたいというふうに思っております。

吉山会長

このことについては、出資の時期の問題等々も出てまいりまして、今後検討を加えながら、整理すべきは整理するというのでいきたいと思えます。

はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。先ほどこちらの方に配られた分なんですけど、見ていただけますか。それぞれの松浦市、福島町、鷹島町のBに対するEの割合、60.2%、68.0%、69.3%、合計が64.0%となっておりますが、松浦市住民の1人として、大体1人幾らの債務を持っているのだろうかというのが気になります。松浦市では60.2%の人口割して幾らかという、福島町、鷹島町、それぞれ1人頭幾らの金額になるかというのは出されておりますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

園田財政部会長

お答えします。交付税措置をされた特財を引いた残りですね、純然たる一般財源と申しますか、そういうことでの1人当たり幾らかかなということでの御質問かなと思えます。

松浦市は、そこに書いておりますように、差し引きD - Eですね、下から2番目、638,350千円、これが交付税措置、あるいは特財を引いた残りであります。国勢調査人口で割りますと、松浦市は28,908円、それから福島町が同じく189,006千円を国調人口が3,420人ありますので、それで割りましたら55,265円、鷹島町が215,514千円を国調人口2,868人で割り戻しましたら75,144円、それで合計としまして1,042,870千円、国調人口を合計しますと28,370人ということで、割り戻しますと36,759円ということになります。

吉山会長

はい、どうぞ。

田中委員

ありがとうございます。こちらの数字を上げていただければ、1市2町でこういう数字になっていくんだということが把握できます。松浦市は28,908円、福島町は55,265円、鷹島町は75,144円ということです。平均で36,759円。じゃ、36,759円から松浦市民が28,908円引けば数字が出てきて、その数字を松浦市民もきちんと担いでいくんだというのがわかりました。ありがとうございます。

また、あと一つ質問します。

奨学金の件なんですけど、福島町の方なんですけど、10ページです。債権の方で、奨学資金、こちらの方で福島町がゼロとなっておりますが、奨学資金という申請は住民の方からやられていないのでしょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

通山財政班長

福島町の通山でございます。福島町にも奨学資金はございますが、財団法人で運営しております関係上、ここには載せておりませんことを御承知いただきたいと思えます。

田中委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

吉山会長

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

この財産及び債務の取扱いについては、すべて新市に引き継ぐということでございますけれども、先ほど来、それぞれ基金の目的達成のためにのみ使用してもらいたいというような御意見もたくさん出ておるようでございますけれども、その基金の目的とされる事業、そして事業内容、これは私どもまだ理解できないわけでございますが、一覧表にでもひとつしていただきまして、どういう事業でどのような計画のものであるというものをお示し願いたい。

それから、債務の内容でございますけれども、いろいろ債務にもあるようでございますが、その債務の一覧表と、その債務を消化していかなきゃならん、その債務償還財源、それらをどのように計画をし、償還計画を立てておられるか、それらについても一覧表を出していただきますと、私ども住民に対します説明も十分行き届くんじゃなからうかと思えますが、その取扱いについていかがでございましょうか。

吉山会長

はい、幹事長どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今御指摘いただきましたことは、先の1市5町のときには資料としてお出ししたものがございます。それを今回まだお示しいたしておりませんので、1市2町に

整理をし直しまして、今御要望がありました資料については、次回にでもお出しするように整理をしていきたいと思っております。

なお、先ほどつけ忘れていますが、国民健康保険税との関係もございましたので、これも追って提案させていただきたいと思っておりますので、このことも含めて、あわせて財産及び債務に関する取扱いについては御協議いただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

前回、基金の内容等について提示をしておるといことでございますけれども、今回は新人もある訳でございますし、さらに基金も活用されて増減も出てきたであろうと思えますし、改めて整理をして出していきたい。そのことによって、財政状況等を通じましているんな不安も出ておるようでございますけれども、理解、説得ができるんじゃないかなというふうに思いますので、具体的にひとつ可能な限りお示しをいただきたいと思えます。

先ほど私どもの田中委員の方からも御指摘がありましたように、町債の償還に対します交付税の措置、その内容等もあつたわけでございますけれども、将来展望というのは非常に難しいと思えます。しかし、現時点では十分ひとつ抑えていただきまして、この表から見ますと、御指摘がありましたように、松浦市はうんと増えるようでございます。しかし、交付税というのは、三位一体改革の中でどんどん総額が落ちていく、交付税が落ちなくても補助金が落ちていくというふうな形になってまいりますので、この確定した要素を持続する訳にはまいりません。やはり変動してまいる訳でございますので、それらまで含めてということは申し上げませんけれども、現在の時点で十分ひとつ抑えていただきまして、御提示いただきたいと思えますが、いかがでございましょう。

吉山会長

そのことについては、次回、先ほど松瀬委員がおっしゃった各種の資料等々については用意をさせていただこうと、幹事長が先ほどそのような発言をしたところでございました。次回、整理をして出させていただくということにいたしたいと思えます。

そのほか。山口委員、どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。

11ページに、税などの滞納状況という項目があるわけですが、その中に合計で68億円あるわけですが、非常に多いなという感じがしたわけですね。57億円ですね、いや570,000千円ですかね。私、初め上の方を見ておりました、済みませんでした。いずれにしても、滞納があるということは滞納があるわけですから、これから先、後で納税組合とかいろんなものにまたかかってくるかもしれませんので、ぜひ滞納がなきように、ゼロに近いように職員さん努力していただいて徴収いただければと思いますので、よろしく願いいたします。いろいろ事情があって滞納されているとは思いますが、極力そういうことで指導をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉山会長

はい、御意見として。ちょっと待ってください、寺澤委員が先ほど……。

寺澤委員

松浦市の寺澤でございます。この第1項目の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐということで、当然そういう方向でやらなきゃならないと思いますが、中身について若干確認をしておきたいと思う訳でございますが、まず第1番に、ここに鷹島公社の有価証券255,400千円ですね、255,000千円ですね、こういって上がってきておる訳でございますが、もちろん行政との兼ね合いがどうなっておるかということも当然でございますが、今までの鷹島町としての公社への債務負担、あるいは損失補償の問題はどのようになされておるのかということをお尋ねします。

それからもう一つは、鷹島町の畑地圃場整備事業の中で出ておりました債務負担行為で1,404,614千円というのがここに、これが現在額だろうと思う訳でございますが、これに対する償還というのが年々どうなっておるのか。しかし、この財源としては、どういう形で現在まで鷹島町として出されてきたのか、まずこの2点についてお尋ねします。

木山財政部会員

お答えいたします。鷹島町の木山です。

公社に対しての債務負担と損失補償は、町といたしましては行っておりません。基本的に、モンゴル村の中に町の財産としてゲルとか公園とか温泉施設とかあるわけですが、これの管理運営を公社の方にお願いたしておりまして、その1年間の管理運営費の分をうち

で委託料として支出しているということでございます。

それと、もう1点の債務負担の償還状況でございますけれども、償還法については元利均等償還によって償還を行っているところでございます。一番大きなところで年間約1億円ぐらゐの償還額になるかということとなっております。財源につきましては、一般財源でございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

まず鷹島公社の関係ですが、ただ今この鷹島公社については、要するに今運営費のみを補助を出しておるということでございますが、この問題は、将来的に鷹島公社そのものがどういう形になっても行政として、今の鷹島町としての責めは負わないということになるわけですか、それとも最終的に公社設立しておるけれども、行政とのそうしたときのかかわり合いはどのようにされておるのか、まずお尋ねします。

吉山会長

はいどうぞ、副幹事長。

金井田副幹事長

副幹事長を担当しております金井田でございます。今の鷹島公社の運営費と、将来的な町としての公社に対する責任のことについてのお尋ねですがけれども、まず運営費については、鷹島公社には町からは交付されておりません。これは現状としてはモンゴル村の管理運営の委託を受けておりますので、管理運営費として受け入れをしているという状況でございます。

それから、鷹島公社に対する町のかかわりが将来的にどうなるかということですがけれども、鷹島公社は株式会社でございます、町が出資をいたしております。この出資割合が86.4%でございますので、当然、出資による権利ということに関しては、町もこの86.4%については、義務あるいは権利を負うというのが株式会社の経営のあり方だろうというふうに思っておりますので、そのようにひとつ御理解をいただきたい。

吉山会長

一遍ここで区切って、午後改めてまた再開したい　まだ質問、はいどうぞ、これだけ。

寺澤委員

私がなぜこの公社のことをお尋ねするかというのは、新市になっていきますと、すべてそ

それぞれの責任を負わなきゃならないということからお尋ねしておるわけですが、要するに86.4%は鷹島町さんの出資であるということですね。当然そうなってくると、これは順調にすべての公社がやるように努力をしていかなければいけません。しかし、もし万が一そうなかった場合については、それなりの責任も負うという形になって、そういうことに理解をしてよるしいわけですね。

吉山会長

そのようにおっしゃいました。(「そうですね」「議長」と呼ぶ者あり)ーたんここで区切りますので……。

寺澤委員

今の話、もうちょっと。それから、先ほどの鷹島町の畑総問題、畑総の問題については、ここで1,404,614千円ということで債務負担行為でされておりますが、これは一財ということで話がありましたように、純然たる一般財源で償還をしていくということで理解をしてよるしい訳ですか。確認をしておきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

木山財政部会員

そのとおりでございます。

吉山会長

それでは、12時を回りました。ここで議論を終わるということじゃなくて、中断をして昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、申しわけないですが、1時に再開をさせていただきます。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

吉山会長

それでは、午後の部を再開させていただきます。

先ほどから協議第11号 財産及び債務の取扱いに関することについて、質問、意見等々を伺っておりました。引き続き質問、意見を受けたいと思います。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございますが、午前中に大体、特に公社の問題については概略わかりました

けれども、これについては組織なり管理費等々についても一般会計から出されておるよう
ございますが、このことにつきましては後日で結構でございますが、資料をひとつ求めたい
と思いますが、いかがでしょう。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今の御要望については幹事会で検討をさせていただきたいと思
います。

吉山会長

はい、そのほか。友田委員、どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。まず、今、寺澤委員から発言があった件と関連をするんですが、公
社ですとか先ほど奨学金の件で財団法人ですとかお話があったわけですが、行政が何
らかの形でかかわって、そういった結果的には委託料なりなんなりで、行政があるこ
とによって存在するという、そういった形の団体があるわけですね。こういったもの
の取り扱いについては、いわゆる民間の団体と違って、各種団体のと若干違っ
て、取り扱いをきちっとこの協議会の中で確認しておくべきではないかと思
うんですが、協定項目を見ると、そういったものについての協定をどこでな
さるのかよくわからないもんですから、まずこの点を事務局の方から教
えていただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。先ほど鷹島公社について幹事会で検討させていただきますと申
し上げましたが、できるだけ議論をしていただくためには、お示しできる資料は
出していきいたいというふうに思っております。

したがいまして、公社を出してほかの団体等には出さないということにはな
らないと思いますので、同じような対応をしていくことで今後部会、幹事
会で協議をしまして、ある程度の中身が統一されたものとい
いますか、中身をもって皆様方にお示ししていきいたいという
ふうに思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。それでは、先ほど午前中に配付をされた資料についてちょっとお尋ねをしておきたいんですが、財政の問題というのは今回の合併にかかわって大変住民の中でも意識の強いところというか、関心の高いところな訳ですね。それで、先ほど委員の中から求めがあってこういった資料が出された訳ですが、この資料も正直申し上げて、これを受け取って 若干の補足説明があったにしろ、これをもって我々が、わかる方はわかるでしょう。しかし、我々が各市町の代表としてこの合併の是非を議論するわけですね。そういったときに、わかる人だけがわかるような資料を出されて、多くの市民に納得をさせてくださいと言われても、これは非常に難しい問題だと思うんですよ。

先ほど1人当たりの金額が松浦の場合は28,908円ですよというふうなお話があったわけですが、これはあくまでも15年度に負担をした額だけであって、これがずっと続くわけでもない。そういうことからすると、先ほど松瀬委員の方からもありましたように、やはり今後、今抱えている債務がどのように動いていくのか、もちろん、三位一体の改革等で交付税の成り行きはわかりませんが、現時点においては現在の交付税のそういった補助率等々を勘案すると、1人当たりこのくらいの実質負担があるんですよというような、そういったものについてはぜひお示しをいただきたいと思います。その上で、お互いそういったものを出し入れしながら理解し合って合併をしないと、その分が非常に大きなネックになるんじゃないかな、今後議論を深めていく中で、そこだけがひとり歩きするんじゃないかな、そういうふうに危惧をいたしますので、ぜひそういった努力を事務局の方に求めたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

今、御意見として出されましたものについては、今後、資料としてできる限りの資料を提供していきたいと思っております。

吉山会長

はい、よろしゅうございますね。

そのほか。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。今、友田委員の方から言われたように、わからないんですね、我々サ

イドは。言葉そのものがよくわからないし、ちんぷんかんぷんで、何の話がされているのかもよくわからないし、表を見てもよくわからないしというような、わからないことだらけの中であえて質問させていただきますが、今、1市2町のそれぞれの市民、町民1人当たりの借金額という部分が一番わかりやすかったんで、ここだけで質問させていただきますが、要するにこれだけ見れば、松浦市民は合併後、負担が増えるということですね。というふうにとらえています。

したがって、これをもって、この1市2町の合併協議会の最初のときだったかと思うんですが、松浦市が出した負のイメージに対して鷹島町の宮本町長からひどいおしかりを受けた訳ですが、基本的に松浦市民といいますか、我々はこういう数字をもって、松浦市にとっては負のイメージなんだというふうに実はとらえていたんじゃないかと思うんですね。したがって、鷹島町、福島町の方々にはそういうふうな形で松浦市としては理解をしていたんだというふうに御理解をしていただけないかと思うんですね。

ただし、逆に言いますと、財産は鷹島、福島町の方があるんですよ。松浦市の方は財産としてはそういうふうな部分については目減りといいますか、少ないんだというふうなとらえ方でいいんでしょうかと思うんですが、いかがでしょうか。

吉山会長

ちょっと一概には言えんですな。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今の御意見についてお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞどうぞ。

池水委員

いや、お答えを差し控えられる理由が僕としてはちょっとよくわからないんですが、基本的に合併でいろいろそれぞれお家の事情が違いますが、行政レベルでいくと、要するに借金が多い少ないというところも当然あります。ただし、借金が多いところは、逆に言うと財産は多いんだというふうなとらえ方でいいのかというふうにお尋ねしているんですね。そのような発言が以前、第1回目のときに田島委員だったですかね、そういうふうな意見がありましたんで、そこら辺はそういうふうなとらえ方でいいんですかねということでお尋ねをしているんですが。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。それぞれとらえ方があろうと思います。借金といいますか、起債が多く残っているけれども、公共施設はそれなりに整備がされておって、今後の公共施設の投資は少なく済むということをもっていいとお考えになる方もあられるでしょうし、借金そのものをとらえて云々という方もあられると思いますので、先ほど私はその辺についてはそれぞれのお考えがあられるでしょうから、こちらの方からそれについてコメントは差し控えさせていただきますと、そういう意味での答弁をさせていただいたところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。たびたび申しわけありません。であるならば、我々によくわかるように易しい言葉で、行政言葉じゃなくて極力、なかなか行政言葉を一般言葉に直すのは難しいかとは思いますが、いかんせん、言葉がわかりづらい。極端に言うと、借金は借金だし、預金は預金だし、そういうふうな形で極力変えられるのであれば、そういうふうな表現で説明してもらおうと、非常に一般の方々はわかりやすいと。行政の方は及び議員さんの方々はわかっておられるのかもしれませんが、我々には非常にわかりにくい説明で、今私が申しましたように、単純にそのように考えていいのかということを確認したんですけど、なかなかそういう訳にもいきそうにないんで、極力わかるようにお願いします。

吉山会長

はい、私の方からも説明に当たって、あるいは表記に当たって、極力、行政レベルでわかるんじゃないくて、市民レベルで、町民レベルでわかりやすい表記、表現に心がけるということで、事務局サイドにも要請をしておきたいと思います。

そのほか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。先ほど、これ12ページですかね、すべて基金の問題ですが、工業用地造成事業基金ということで、福島町がここの資料では472,000千円、それから、鉱害復旧かんがい用水施設の維持管理ということで1,373,000千円ということで計上されております。先ほどの話で、やはりそれは基金というものはただ福島町だけの問題ではございませんし、その目的を持って基金の積み立てをされておるといこともわかりますし、先ほど志

水町長さんの方から、それぞれ工業用地造成事業基金等々につきましても今後、また鉱害復旧かんがい用水施設維持管理基金についても、今後の福島町としての考え方ということについてはお話もございました。当然、目的を持って基金積み立てをしてきておるといことで、当然、そういう方向に向けていかなきゃならないと思うわけでございますけれども、先ほど来国民健康保険の問題も出ました。これはそこそこの今の行政の国民健康保険のそれぞれの形で積み立てしてあるんだということ、それわかるんです。だから、それをすべてなし崩しにしてやれということではございませんが、私はこれは福島町だけの問題じゃなくして、債権、債務すべて新市に引き継ぐと、その中でやはり尊重をしながら、それぞれの目的に沿って新市建設の中で取り組んでいくという考え方でなければ、例えば、1町がこれだけ積み立てをしているんで、それはそこに使うんだということになると、合併の根底から私は話が違ってくと、このように考えますので、そういう形で進めていくべきじゃないかと思いますが、それについて幹事なり会長としてどのようにお考えなのかお尋ねをいたしております。

吉山会長

今回の提案しておる状況をもう一度見ていただきたいんですが、基本的には1市2町の所有する財産及び債務についてはすべて新市に引き継ぐということが一つございます。それについて、特に基金の問題は各種の基金がございます。これ、一般会計としての財政調整的な部分だとか、あるいは今度は過去においては地域振興基金だとか、その目的が限定されておるもの、あるいは区域が限定されておるものも存在する訳ですね。そういった意味では、13億幾つの福島町の鉱害のかんがいに関する目的というのは、これはもう限定、鉱害区域に対する対策として行われた基金ですので、それはそれで限定されてくる部分があると思うんです。そういったことを、原則に照らした部分をきっちり据えながら、なおかつ、そのほかの目的が区域全体として対応しているものも出てこようかと思うんです。そういった部分をきちっとここに書かれておるような、新市に引き継ぐ形の中で全体として活用されるような調整もまた必要となってくるだろうと思うんです。そこは基金の目的、限定の内容、こういった部分に照らして対応していくべきものだという認識を私自身は持っております。決して旧町においてしか使えないとか、すべてにわたってそういうことに制限をしていくというものではない。そのように理解をいたしておるところでございます。よろしいですか。

その他。そしたら、一旦ここで質疑を区切りたいと思うんですが、よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)そして、改めて次回の協議に当たってまいりたいと思います。

それについては、それぞれ資料の提示がもとめられております。そういった部分等々を極力わかりやすい用語等々を活用しながら資料を提供させていただくということで、その資料をもとにさらに次回協議を深めていただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第11号については提案、質疑があって、次回協議ということにさせていただきたいと思います。

それから、引き続きまして、これまた新規ですが、協議第12号として新市建設計画の作成に関すること(その2)を協議議題とさせていただきたいと思います。事務局より説明願います。

大久保事務局長

それでは、協議第12号 協定項目は7号でございますけれども、新市建設計画の作成に関すること(その2) これにつきまして御説明を申し上げます。

この説明に入ります前に、この新市建設計画の作成状況につきまして、まずちょっとお伝えいたしたいと思っております。

新市建設計画の作成につきましては、第1回の協議会で策定の方針、それから作成スケジュールについて御確認をいただきました。そして、前回、第2回の協議会でアンケート調査の分析結果を御報告いたしまして、御意見や御要望を受けたところでございます。

現在、企画部会におきまして1市2町、それから長崎県に対しまして合併後の新市において実施する事業の要望調査を行い、財政部会で作成をお願いしております新市の財政計画、これに照らし合わせながら、アンケート調査の分析結果を参考にし、事業の絞り込みを行っております。

また、計画の素案につきましても、アンケート調査の分析結果、それから前回の協議会におきまして委員皆様から賜りました御意見、御要望等も考慮しながら、今、作成を進めておるような状況でございます。

そのようなところで、今回はまずその中の基本理念になる部分を御提案をしようというふうなところでございます。

それでは、早速、今からでございますけれども、新市建設計画の(その2)の内容について御説明を申し上げます。

議案の1ページでございますけれども、「新市建設計画の基本理念については、別紙のとおりとする。」ということで、2ページと3ページに基本理念の案を掲げております。

新市建設計画の基本理念でございますけれども、「産業創造！次代へ漕ぎ出す海都松浦市」といたしまして、サブタイトルとして「自然のめぐみを活かした「個性」きらめく「^{ふれあい}交流」
「ぬくもり」のあるまちづくり」ということにいたしております。

そして、その下に基本理念の背景を記載いたしております。読み上げますと、

「産業創造」は新市にとって不可欠なものです。雇用と経済的恵みをもたらす産業の創造があつてこそ、活力ある心豊かなまちづくりが可能となります。基本理念においては、そうした決意を力強く宣言します。

新市を地理的に見ると、海を中心としてそれを取り囲むようなかたちで1市2町が存在しています。また、産業についてみても、松浦市の旬アジ・旬サバ、鷹島のトラフグ、福島のクルマエビなどに代表されるように水産業関連の占める割合が大変高くなっています。

このように、新市においては「海」の存在感は圧倒的に大きく、人々の暮らしは海と共にあり、海からの恵みを糧としています。まさに「海都」と呼ぶにふさわしい状況です。

一方、農業分野においても、味のよい野菜や果実の栽培、良質な肉用牛の生産など多種多様な取組みが活発に行なわれています。

新市は、そうした海と土が創り出す自然のめぐみを、他所にはない「個性」として捉え、それらを積極的に活用して新たな産業を創造することを目指します。

また、そうした産業の創造においては「交流」の視点を重視していきます。「交流」の主たるものは、新市の産品の都市部への出荷であることは言うまでもありませんが、漁業体験、農業体験のような体験型観光についても積極的に取り組み、多くの人々に新市を訪れてもらいたいと思っております。こうした人的交流は、経済的にも、また人々の意識の面でも、新市に大いなる恩恵をもたらしてくれることでしょう。

ただし、このような外部の人々との交流の前提には、迎え入れる側にあたたかいもてなしの気持ちの準備ができておくことが必要です。そのためには、新市の市民同士も活発に交流し心をつなぐことが大切です。こうした「交流のための下地づくりは」、将来予想される西九州地域が一体となった福岡都市圏との交流の局面においても、新市の存在感を確かなものとする大きな力となるでしょう。

しかし、自然のめぐみを活かした産業の創造をするにせよ、さらには、それらを活用した「交

流」を促進するにせよ、その基本となるのは「人」の力です。新市の建設においては「人」の力を結集することがたいへん重要です。

それはあたかも船乗りが力を合わせて船を漕ぎ出す姿を思い起こさせます。新市の市民が一体となって、また市民と行政が協働して、これらの課題に取り組んでいかななくてはなりません。

新市は、そうした「人」の力を活用するために、「ぬくもり」のある福祉優先のまちづくりを進めていきます。市民一人ひとりの個性を尊重し、お年寄りや子どもも安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すことで、結果として「人」の力が新市にとって「新しい活力」となるものと確信します。

基本理念には以上のような想いが込められています。

ということでございます。

この新市建設計画は、将来を見据えた新市のまちづくりの基本的な計画となる非常に重要なものでございます。アンケート調査の分析結果を尊重し、反映しながら、また、委員皆様の意見を十分にお聞きした上で計画を策定していきたいと考えております。

今後、ただ今御説明申し上げました基本理念、それから今後順次御提案することにしておりますまちづくりの方向性、それから基本方針、それから新市の主要施策などにつきましては、ほかの協定項目のようにその都度確認として決定いただくという方法はとらずに、新市建設計画として最終的に取りまとめる段階で、一括して確認をとらせていただきたいと思いますと考えております。

このように、新市建設計画につきましては、本日以降のものにつきましては、すべて継続協議といたしまして、次回の協議会で一応設置を提案いたしたいと考えておりますけれども、新市建設計画策定の小委員会におけます協議の中で、修正が必要なところにつきましては修正をしていただきまして、最終的には協議会に諮って、最後はこの全体会の中で確認をしていただくという方法をとらせていただきたいと思いますというふうなことを考えております。

以上、新市建設計画の作成に関すること（その２）についての説明を終わります。

吉山会長

はい、ただ今協議第12号 新市建設計画の作成に関すること（その２）について説明があったところでございます。

今回の提案内容は、新市建設計画の基本理念、その部分を「産業創造！次代へ漕ぎ出す海都松浦市」という表記の中で提案があったところでございます。

このことについては、新市建設計画については、逐次、最後の方に説明がありましたように、これからまちづくりの方向性だとか基本方針だとか主要施策、そういった部分等々について順次段階を踏んで提案していく。

ただ、それを一回一回確認していくんでなくて、それら一つ一つ出てくる部分をトータルした形の中で新市建設計画として協議、確認をしていただくという手順で今後進めていくということでございました。それについては次回あたりに建設計画の策定小委員会というものを設置して、その協議をベースにしながら建設計画を策定していこうという、そういうことも加えて説明があったところでございます。

したがって、このことについても、協議（その２）につきましても今日確認するものじゃなくて、最終的な確認事項になっていくんだということを踏まえて、これから質疑に入ってまいりたいと思います。

それですから、今日出しました新市建設計画の作成に関すること（その２）について、基本理念についてこれから質疑、意見等々を伺いたいと思います。

はい、村田委員どうぞ。

村田末廣委員

鷹島町の村田でございます。ただ今提案されましたこの基本理念ですけれども、この新市の基本理念案の中で、背景としてすばらしい文言を述べられておりますけれども、この基本理念は1市2町の地理的、海を生かした、海を中心とした文言で表されております。そうであれば、松浦市の旬サバ、あるいは旬アジをここにうたわれておりますけれども、これも結構と思いますが、これは東シナ海等でとれたそういった漁獲物を松浦市に大半が陸揚げされておるような現状でございますけれども、私どもは素人でよくわかりませんが、松浦市には新星鹿、あるいは青島等でもハマチなど相当の海面養殖漁業も営まれております。聞くとこるによりますと、近年マグロの養殖もされて、これも成果よく順調であるというような話も聞き及んだこともある訳でございます。また、鷹島町の場合はトラフグ、福島さんの場合はクルマエビといった水産業の漁業種類が掲げられておりますけれども、そういったことで松浦市の場合もハマチと言った養殖、こういった漁種をここにあげていった方がいいのではないかという気がする訳です。それともう一つ農業分野におきましても味の良い野菜、果実というような文言でございますけれども農業者にとりましてもやはりかなり農業経営で生計を営まれている方もおられるわけですから、やはりJA松浦におかれましてもイチゴ、あるい

はメロン、アスパラと、こういった農業分野においても作物を明記してこの基本理念を上げるべきではないかと、私はこのように考えますけれども、事務局のお考えはいかがなものでしょうか、この2点についてお伺いいたします。

吉山会長

はい、基本的には御意見として伺いますが、今のお考え方を、事務局サイドでどうなのかということをお答えさせたいと思います。

末竹企画部会長

企画部会長の松浦市企画振興課長でございます。まず1点目の魚種の件。

委員御指摘のとおり、松浦におきましても旬アジ、旬サバじゃなくて、いろんな魚種があるというのは私ども存じ上げているところでございますが、そういうものを一つ一つこの中に上げていくというのは、なかなか文言のボリュームの関係もございまして、松浦市で外部的に売り出しております「旬アジ・旬サバ」「アジの水揚げ日本一」と、こういったものを文言として上げただけでございまして、決して今後計画の中に入れていく中におきまして、これだけであって、他の養殖業、あるいは水産物をわきにおいた形の計画づくりということにはならないというふうに思っているところでございます。文言のボリュームの関係で一応まとめさせていただいたというところでございます。

さらに、2点目の農業部門、この分も計画の中におきましては十分留意をしながら計画づくりをしていく必要があるかと思えます。

ただ、基本理念ということになりますと、この地域のインパクトをいかに与えていくのかということになります。そういうことで、本日の資料の3ページにございます1市2町の位置図とございますが、載っております。1市2町の中心になるものがやはり海ということでございますので、今回、この1市2町の合併のインパクト、これはやはり海ではなかるうかということで企画部会の中では協議をいたしまして、海を前面に出させてもらったということでございます。農業部門におきましてもそれぞれ品種等も上げてという御意見もごもっともでございますが、先ほど来申し上げました文言のボリューム、そういった関係で、今回は文言としては上げていないけれども、計画の中では当然そういうものを加味しながら計画づくりを進めていく必要があるかというふうに思っているところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

村田末廣委員

説明で一応内容はわかりましたけれども、湾内においては御承知のようにたくさんの養殖が営まれておりますので、そういったことも十分考慮して基本理念に当たっていただきたいと思います。以上です。

吉山会長

はい、村田委員の御意見としては、そういった部分とあわせて、農業の分野をもう少しやっぱり強い表現が欲しいなというのが御意見かなという受けとめ方をしておるところでございます。その点、意見として受けとめておきたいと思いますんで。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。この新市建設計画の作成に関する課題につきましては、私どももいろんな点から論議をいたしました。「海都」というのが偏り過ぎやしないかという指摘がっております。やっぱり総合的な新市建設計画でなければならない。「海都」という表現は余りにも海だけに頼り過ぎるようなきらいがあるんじゃないかというような指摘が実はあっておるわけございまして、再度御検討をいただきたい、このように思うわけでございます。

それから、先ほど御発言もありましたように、海の生産物については具体的にお上げになって、陸の生産物については何も上がっていない。まして商工、工業につきましては具体的なものは上がっていない。非常に片手落ちのような感じがするわけでございます。したがって、作成されるならば総括的なまとめをもっておやりになった方がいいんじゃないか。片方は具体的に定義をされ、片方、何か大きくとらえた姿で、雲の上のような形で表現をされる。それでは、やはり市民が受ける場合に、今度できる市は水産業界のことだけを重点に置くんじゃないかというふうなうがった見方をされる向きも強いんじゃないかというようなことを感じますので、再考をお願い申し上げたいと思います。

吉山会長

今、この「産業創造！次代へ漕ぎ出す海都松浦市」、このイメージが偏り過ぎるといって、そういった御意見が出されたところでございます。御意見ですんで、ずっとそれぞれお伺いしながら、最終的な結論は後日ということになっていこうかと思っております。

遠慮なくどうぞ。はい、太田委員どうぞ。

太田委員

福島町の太田でございます。先ほど松瀬委員からの御意見がありましたとおり、大変この理念に対しては海の方の関係が強いと思います。私たち商工業ですね、それから、この伊万里湾の中には大変美しい自然もありますし、その関係上、観光というふうな面もひとつ組み入れていただいて、そうせんと、水産物、農業、それだけではちょっと物足らんような感じがいたしますので、商工・観光というふうな部分も繰り入れていただきたいと私は思います。

吉山会長

はい、ただ今の基本理念の中に商工、先ほど松瀬委員もおっしゃいましたけれども、「海都」ということで余りにも偏り過ぎたようなイメージだということのようでございます。

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦市の武尾です。住民のアンケートの中で、松浦市の一番誇れるものは何かという中で一番多かったのは新鮮な水産物ということでした。そのことがあって、多分こういった「海都」というようなことが出てきたんだろうと思いますが、確かに今言ったように少し偏り過ぎる、あるいは「海都」という言葉はごろとしても余りいい感じじゃないんですね。キャッチフレーズとして「次代へ漕ぎ出す海都松浦市」というのは、何か個人的な感情かもしれませんが、むしろ「海都」を消して、「次代へ漕ぎ出す松浦市」とか、あるいは「未来へ漕ぎ出す松浦市」とか、何かそういう大きくした方がいいんじゃないかなという感じなんです。私の意見です。

吉山会長

はい、今武尾委員の方から、あえて「海都」ということを抜いて、もうすっと読んだ方がごろもいいんじゃないかという、これまた偏った表記になっておるということを前提でおっしゃったことだろうと思います。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。この中身についても、多少、いろいろ問題があると思いますが、全分野に生かしていく産業構造ということに、当然、次の段階としては出てくるんだと思いますが、もともとこの海を囲んだ松浦、福島、鷹島ということでございます。私は基本理念というのは、この1市2町がどうやっぱり一体感をつくり出していくかということ

にあるんじゃないかと。そうすると、ただ、ここでせっかく幹事会なり事務局の段階で知恵を絞って「次代へ漕ぎ出す海都松浦市」ということでつけられておりますが、先ほど御意見が出たように、私もこれは余りにも偏り過ぎておらんかと。やはり今後産業構造の中身につきましてはそれぞれいろいろな御意見があったように、それぞれ重点的に取り上げていかなきゃならない。しかし、もっと大きな意味で、先ほど武尾委員の方から出たように、中身についてはひとつ「次代へ漕ぎ出す松浦市」で結構じゃないかと私は思いますが、これはあえて限定づけるわけじゃございませんが、やっぱりいまい少し幅を持たせた形のものにしていくということが非常になじみ深い。先ほど話が出たように、商工業もあれば、観光もある、農業もある。そういう中でこういう名前をつけるということになりますと、中身はそれぞれ分野に分かれておるにしても、イメージとしてこれはやっぱり水産ということだけに力点を置いた新市建設計画になりゃせんかというようなうがった判断もされるんじゃないかと、私はこのように考えます。以上です。

吉山会長

はい、そのほか。

特に今の御意見、全体の御意見としては「産業創造！次代へ漕ぎ出す海都松浦市」ということにはイメージとして偏ったイメージを受ける。やっぱり農業も商工業も、あるいは観光も含めた、これから一体的な行動をとって行くには偏り過ぎておるぞというのが全体の御意見かなという思いを受けたところでした。

このことについては冒頭申し上げましたように、ここで確認するということではございません。次回にも策定の小委員会を編成させていただきながら、その中で議論を詰めていただくということになっていこうかと思えます。したがって、その議論のたたき台としてこの基本理念というものをとらえ、そして、御意見を参酌しながら、今後詰めていくということにしていこうかと思うんですが、特に皆さんの方から今日時点でというようなことがあれば。

だから、一応提案はさせていただいております。このことを今後議論していくということになろうかと思えますんで、じゃここで取り下げますよという話でもございません。これから詰めて、小委員会等々で幾度となく議論をしていただきながら詰めてまいりたいと思えますんで、協議会みんなで決めていくという考え方でぜひお願いしておきたいと思えます。

じゃ、このことについては一たん区切ってよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは協議第12号につきましては提案を踏まえて御意見をいただいた、これからのことにさせていただくということで締めたいと思います。はい、ありがとうございました。

ちょっと事務局サイドが交代しますんで、間を置いて次に移りたいと思います。

それでは、引き続き協議第13号、協定項目の8号になるわけですが、議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その1)について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

前田議会専門部会長

議会の専門部会長をしています福島町の前田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第13号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その1)につきまして御説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

調整の内容の案について、「市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、設置選挙を実施する。」、次の「議会議員の定数は、26人以内で協議により定める。」「選挙区の採用の有無及び選挙区の定数は協議により定める。」といたしております。

市町村合併に係る議会議員の身分等の取り扱いについては、先の第2回協議会において、関係法も抜粋した参考資料により報告・説明がなされたものであります。

議案集の2ページをお開きをお願いします。

1市2町の定数とか任期、常任委員会、更に報酬月額について現況を記載いたしております。

議会議員の定数につきましては、地方自治法第91条第1項により、同じく自治法第2項に規定されているいわゆる法定上限数を超えない範囲内で条例で定めることとなっており、現在の1市2町の議員の合計は法定上限数54人に対し45人の条例定数となっております。

合併した場合、前回の協議会での参考資料による報告のとおり、原則的には地方自治法の規定により、議会議員も他の特別職と同様に失職することとなりますが、合併特例法による定数、あるいは在任特例措置を選択することもできます。これは、この合併協議会において協議し、決定することになります。

なお、前協議会での説明の資料は3ページ以降に添付をいたしておるところです。

なお、6ページには、参考までに九州内の人口3万5千人以下の市に絞って市議会議員の

条例定数を一覧表にまとめておりますので、御参照願います。これは15年12月31日現在であり、その後の合併により変動がありますので、お含みおきお願いいたします。

さて、このたびの提案に当たっては、ある方向性を持ってすべきであるとの考え方において、地方自治法の原則、または合併特例法による定数、在任特例の選択について、市町村合併により行財政基盤の強化を図ることから、また、新市建設計画策定に係る一般世帯のアンケート結果における合併に対し期待することということで、行政経費の節減が第1位となっております。したがって、定数特例、在任特例は適用せず、設置選挙を実施するといったしております。設置選挙となった場合には、合併後50日以内に執行となります。

議会議員の定数について、5万人未満の市の法定上限数は26人であり、議会議員の定数は26人以内で協議により定めるといたしております。

選挙区については、設置が地理的状況、交通の事情からして設置は可能となっておりますので、選挙区の採用の有無及び選挙区の定数は協議により定めるといたしており、以上の3項目についてこの合併協議会において協議し、決定していただくこととなります。

以上で協定項目第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その1)について説明を終わります。

吉山会長

はい、ただ今協議第13号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関することとして説明があったところでございます。

三つ、その内容はございまして、一つは議会議員の定数、任期については市町村の合併の特例に関する法律第6条及び7条の特例は使わない。設置選挙を実施するということ、このところ。それから、議会議員の定数は26人以内で、協議して定めていこうという内容。それから、選挙区について地理的要件等々で採用はできますが、その採用の有無ですね、選挙区の採用の有無及び有とした場合の選挙区の定数、これらについても協議によって定める。そういう三つの内容の提案説明があったところでございます。

このことについて質疑に入りたいと思います。はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田です。いろいろ今御説明がありまして、わかった部分とわからない部分と、私の認識不足があるんですけども、例えば、ここの26人以内という数字が出ておりますけれども、そうなったときに、例えば、人数の配分ですね、議員さんが出てこられる配分方法

についてのお考えはどのようになさるのでしょうか。まさか人口割とか、そんなことなさいませんよね。そうなったら、福島町、鷹島町はちょろっとしか出られませんもんね。だから、それはなさいませんよね。そのあたり公平に取り扱っていただきたいと思います。

以上です。

吉山会長

はい、それらのことについて、これから協議を進めていくわけですから。何かコメントある。(発言する者あり)そういうことで、今そうならないようにという御意見として承っております。

はい、どうぞ。松本委員。

松本委員

福島の松本です。ここで協議するのも結構ですが、私は小委員会を設けて突っ込んだ議論をして、その上で決定していただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

吉山会長

今、小委員会の設置の提案がありますが、はい、提案として受けとめておきたいと思います。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。ただ今小委員会の設置ということで提案になったようでございますが、私、まず小委員会を設置する前に、この法定定数で行うと、26名以内ということと、それから選挙区を設けましょうということは一応協議会で、この場で決めていただいて、内容的なことを何名にするのかということ、それから、報酬の問題もありますよね。今後出てくる問題もありましょうし、だから、大枠は今回で決めていただいて、あとの細部については小委員会にお任せすると、審議していただくという方法の方がいいんじゃないかなと思っているところですけれども。

吉山会長

はい、田中委員が先でございます。はい、どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。先ほどの松本委員からの御意見だったんですけど、小委員会の中でと

いう提案がされたんですけど、こちらの議員の定数及び任期についてはオープンに住民に開くべきだと思います。小委員会を設ける必要がどこにあるのでしょうか、聞きたいです。

吉山会長

はい、それぞれあるようです。池水委員は、はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今、田中委員がおっしゃった意見だったんで、改めて言う必要はないんですが、確認ですけれども、小委員会で決定したことについて、小委員会に対して異論は当然言えるという形にはなるんですかね、小委員会の決定事項は最終決定事項になるんですか。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

小委員会の位置づけ自体は、この合併協議会の協議の中で小委員会の設置をすることもできるというふうなことでなっております。それがあくまでこの合併協議会の中の内部機関でございますので、小委員会で決まったものがすべて合併協議会の意向とイコールというわけでは当然ございません。

ですから、当然、小委員会の結果についてはこの合併協議会に報告をし、最終的にはこの合併協議会の中で決めていただくというふうな手法をとるようなこととなります。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

もし小委員会になった場合ということちょっとお聞きしたんですが、田中委員がおっしゃったように、この案に関しては人数もこれだけの人数ですし、大人数ということではありませんので、この協議会の中で意見を出し合った方がいいんじゃないかと思っております。

吉山会長

はい、森委員どうぞ。

森委員

鷹島の森でございます。ただ今小委員会という言葉、ぼすと出たということで、皆さん方、これのみに絞られておるようでございますが、私は小委員会ということは、皆さん方の協議なされたことによってどうしても解決なかなかしにくいんじゃないかと、初めて小委

員会というものはできるものだと思っておりました。

そういうことで、ここで今小委員会の有無じゃなしに、これが中身的にどういう調べ方をし、どういう意見が出るか、そこんところが重点ではないかと思えます。第1番に、やはりさっきちょっと出ておりましたように、上限26名ということが否か正か、そういうふうなこと。そして、やはり選挙区というものを設けるべきかどうか、そういうふうなことをはっきりと皆さん方が意見を述べられて、これこそ本当に皆さん方の意見の中で生まれてくるものだと思います。そういうことで一つずつ検討をしながら、やはり時間はかけても、このことには取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

吉山会長

はい、ほかにこのことについて。入り口論ですから、きちっと整理をしておきたいと思えます。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。まず、「特例は適用せず」という文言が入っております。これについてちょっとお尋ねしたい訳ですけれども、前回、この問題については皆さん御存じのとおり、非常に苦労して決議した経緯があるわけですね。その中で、そのことに関して松浦から意見が出たという経緯があるわけですけれども、そのときは在任特例を使うんだと。もうそれ一方的に、最終的には27対9という結論が出た訳です。前のこと言うてすみませんけれども。その中で、一言も今度は出てこん訳ですね。ちょっと私はですね、やっぱり少しぐらい出て良かったかな。私は大体定数特例の方でした。だけど、今回は定数特例は取り下げますけれども、出てこんやっただってちょっと不満というか、あれだけ信念があって、あれだけの自信持って言われた方が何でここで引き下がるかと。

それからあともう一つですね、余り初めから設置選挙をするんだと決めたら後はどうもならんごとなるっちなかですか。最終的に確認のときにするべきで、方向づけはわかります。方向づけははっきりわかります。こうせんと論議できませんからですね。

なぜ私がこう言うかと言うたら、前回、初めに在任特例と打ち出したわけですね、この中で。その次には在任任期の件で、最終的には報酬の件で、一つ一つ区切ってなされた訳ですね。絶対、後戻りはできんわけですね、一回決めたことは。もしできたら、またあの状況は変わったかもしれません。例えば、松浦市の報酬並みにやるならば、半年でやりましょうと

か、いろんな論議ができた訳ですけれども、もうわかるんだけれども、ここで決めたら、これで後戻りができないということだけは皆さん承知していただいて、いっぱい御論議していただいた方がよかと思います。

それから、選挙区制にしても、前回私ちょっと尋ねたときには簡単にできないというふうな、もう簡単に断られた訳ですね。今回はもう初めから打ち出してあります。何か前回と全然違う方向で、やっぱり前回も一生懸命勉強されたことはわかります。今回もその結果を見て出されたことはわかります。本当、私も何て言ってもいいかわからん訳ですけれども、やっぱり先ほど言っていた話がありましたけれども、ここでいっぱい論議してから、小委員会に行くか行かんか、その後で決めたら私はいいいと思います。まだまだ今出たばかりですから、まだ3月、4月まで 2月いっぱい、論議する機会がありますので、是非どんどんやっていただき、私もその中に入るかもしれませんけれども、この部分についてちょっと私は不満で述べさせていただきました。

吉山会長

今、後半は意見としてですね、小委員会はもっともんだ後、どうしようもないときにつくるべきだという部分が言われたところです。

前段の部分は、1市5町の際の提案内容とどうしてこう違うんだという疑問が出てきたところでございますが、何かそちらある。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。もう一つ、一応財政面の件も検討して設置選挙をするんだという話がありましたけれども、財政面で全然数字が出てきておらんわけですよ。私も福島でもちょっとお話ししたときには、基準がないからそういうものはされないというふうな言い方だったと思います、福島でですね。これ内々の中です、はっきり言って。そして、私はやっぱりその数字を財政面と言うならば、数字はここにある、松浦市の報酬でも結構です。そういうものですねと言われるかもしれませんけれども、一応この数字があるならば、それを基準にしてもちょっと出していただければ、例えば、年間幾らかかりますよ、議員さんのというぐらいの数字は出しても良かっちゃんかろうかと思えますけれども、どうでしょうかね。

吉山会長

はい、今の件をちょっと、先ほど説明の中身の部分。

前田議会専門部会長

行政経費の件についてですが、まず、基礎となる数値が明確でないところから、比較する算定額というのが出てきません。したがって、内容をどう比較されるのかというのが基礎的な数値がなからんと算定もできませんので、それがどこにどうしてどうということの限定、例えば、仮定したときの限定でこうこうこうなんだということであれば、それなりの計算はできるものだと思います。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。わかりました。

そんなら、私の方からお願いしたいところがあるんですけども、一応松浦市の市会議員さんの給料がここに出ております。それを参考に、在任特例であれば2年間あるわけですね。そして、定数特例であれば52人まで良か訳ですけども、何か一つちょっと出していただければですね。初めての方は、どれだけ金が浮くのか全然わからんというかな、最高で結構です。設置選挙であれば26人でも結構です。できればお願いしたい。

吉山会長

早速計算をさせますんで、今の山口委員の御指摘の内容で。

それから、前回、1市5町の経過と今回の違いという部分、私なりの思いというに若干触れておきたいと思うんです。

実はアンケート調査等々の中に、住民皆様方の思いというのは二つに分類される部分がありました。幾つもありましたけれども、一つは周辺部が取り残されますよという不安、それを大きく取り上げた部分がありました。それからもう一つは、やっぱり合併の効果というのは行政経費の削減だという部分、この二つの部分が特徴的に実は表れておったという経過があるんですね。その際に1市5町という、やっぱり非常に広域、今の1市2町と比較すると広域の状況になりますんで、結果、協議会の全体としては在任特例を使って、いわゆる不安の部分の払拭を図ろうということに力点が置かれた。

ところが、今回の場合については、その部分というのが幾らか小さくなる。それよりもむしろ行政経費の削減というのが大きな課題になっていく。そういう視点から、今回、設置選挙という形の中で対応すべきではないかという考え方がやっぱり主流としてあるんだという

思いを持っております。

それから、選挙区の問題でございます。この1市5町の際には、実は自治法上飛び地、離島等々については選挙区を設けることが可能なんです。ところが、陸域でずっとつながっておりますと、そこら辺の部分の選挙区の設定が非常に難しいという判断が実はあったわけです。そういう状況の中で、選挙区選挙はとりづらいということで、この部分についてはああいった話があったという経過であったろうという思いを持っております。そういうことを私なりの動きと過去の動き等々を分析として申し上げておきたいと思っております。

なお、今回は飛び地と離島ですから、お互いに飛び地なんです。そういうことで、きちっと対応できますよという判断が成り立つということでございます。

一旦計算をさせておりますので。

大久保事務局長

先ほど山口委員の方から御質問がありました1市2町で松浦市の現在の議員さんの報酬を用いた場合の設置選挙、もしくは定数特例、在任特例を適用した場合の費用について、ただ今から報告します。

まず、設置選挙で26名としたときの計算でございますけれども、年間で144,935千円、これは設置選挙の26名でしたらですね、人間をですね。

それから次、定数特例は単純に26名を倍まで置けますので、すみませんけれども、52名で出しますけれども、その場合は年間、今の金額の倍でございますけれども、288,259千円、(発言する者あり)288,000千円、もうちょっと小さいことはやめます。

それから、在任特例ですね。在任特例は現在の議員さんがそのまま残った場合ですけれども、その場合の1年間の経費は244,000千円ということになりますね。(「合併しない場合」と呼ぶ者あり)現在、もしこのまま合併しない場合の1市2町の合計となりますと、これ2億円ちょうどです。ちょっと端した、小さいところは言いません。2億円ですね。

定数特例をとれば、4年間これで続けなくちゃいけませんし、在任特例は2年以内。ですから、最長2年はあるかもしれないということはありますね。前回からのいろんな議論の中では、やはりこの設置選挙が一番経費が節減できるというふうな議論であったところでございます。

以上でございます。

吉山会長

よろしいですかね、山口委員。(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、村田委員、先ほど、はい、どうぞどうぞ。

村田茂實委員

鷹島町の村田です。私も初めてですね、先ほどの福島町の山口委員が言われたことは全く耳に入っておりませんので、何ば言いよらすじゃろうかいなと思ったんですね。私に提出していただいたのは、今日の文面だけしか知りませんので、私はそれについて私の考えを言わせていただきますけれども、今の人口割で選挙をいたしますと、鷹島と福島は恐らく2人ぐらいしか平均得票がとれんと思います。

そうなった場合、特に離島でもありますし、なおさら取り残されるというような感じがいたします。そういうことで選挙区を設けていただいて、そして定数を使っていたきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

吉山会長

はい、ただ今村田委員からこの議会議員の定数及び任期の取扱いに関して選挙区の採用をという具体的な御意見があったところでした。

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦市の武尾です。この件以外でどこまで話を詰めるのかなと思って聞いておったんですが、私たち松浦市住民側としては絶対設置選挙にもう賛成です。それから、議会議員の定数は26人以内で協議により定める、これももちろん。ただ、そのときの参考資料がそこにありますから、それが参考にされて、次にまた協議が深まっていくんだろうと思っております。それから、選挙区の採用の有無及び選挙区の定数は協議により定めると。これも協議によって定めてほしい。この三つはそれぞれやってほしいという、それだけであって、じゃどこまで突っ込んで議論していいのかですね。そこまで突っ込むんだったら、またいろんな議論があると思うんです。ですから、いわゆるこの最後のところまで確認するわけじゃないでしょう。必要がなければ、この提案に対してそのとおりだと、私はそのことで次に進めてほしいという思いなんですけど。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。この議会議員の定数及び任期の取扱いに関することにつきましては（その１）ということで提案をさせていただいております。したがいまして、今武尾委員から申されましたとおり、順を追って確認作業をしていただければと思っておるところでございます。

したがいまして、第１段階といたしましては（その１）ということにしておりますので、設置選挙ということは一つでございます。

それから、定数については26人以内に協議により定めるということ。

それと、選挙区を設けるとした場合には、選挙区の定数についても協議により定めるということをまず確認いただければ、次にそれでは定数を何名にするかということについての議論に入っていきこう。そして、その定数については選挙区を設けるか設けないかによって選挙区ごとの定数を決めていきこうと、そういう協議をしていただければということで、（その１）という形での提案をさせていただいたところでございます。

吉山会長

武尾委員、御理解いただいたですね。

まずは、（その１）としてはこの三つについて確認をさせていただこうと。その次の段階で、それぞれ定数の問題とか、選挙区のかかわりだとかというのはまた具体的に提案をし、詰めていきこうという、そういう考え方です。

武尾委員

わかりました。順序立てがはっきりしなかったものですから、そのことの中でどこまで話をしていいのかですね。いろいろあったものですから、ちょっと整理してもらったわけです。

吉山会長

はい、わかりました。これは私の方も手落ちでございます。

そこで、また質疑等々は続けますが、一旦先ほど話題となっておりましたのが小委員会を設置して、その中で詰めてはどうかという提案と、それから、やっぱりできるだけ詰められるものは全体でやろうじゃないかという話でございます。これは小委員会を否定することじゃなくって、極力、全体で協議を進めていきたいという御意見と二つあったわけです。

が、どうでしょうね、松本委員。松本委員の思いも恐らく詰めていく中でいろいろな議論百出して、なかなか対応できないんじゃないか。そこで小委員会で詰めるべきは詰めるという、そういう御意向であったのかなと思っておりますんで、まずは全体で協議をしていくということで、その協議が混乱する際にどのようにするのかというのはまた改めてお諮りするということで、一旦整理をしておきたいと思います。

そこで、先ほど武尾委員が確認されましたこの(その1)の部分について、御質問等々が改めてありましたら、伺いながら詰めていきたいと思うんですが。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。協議第13号でございますけれども、先ほど武尾委員がおっしゃったように、ここに掲げております字句どおりに私どもは検討してまいりました。今もそのように受けとめておるわけでございますが、これは(その1)であって、(その2)という段階で具体的なものが展開されていくというように理解してまいったわけでございますけれども、だとするならば、この適用しないということと26人以内で協議するということと選挙区の採用、また選挙区の定数につきましても協議をするということでございますんで、まずはその第1については掘り下げがきかないんじゃないかというような感じがいたします。したがって、これをこの方式で認めるか認めないかということであろうと思いますし、本議題につきましては私はそのまま賛成、通過させていいんじゃないかというような感じがいたします。

吉山会長

はい、どうですか、皆さん方は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

先ほどからの発言が、冒頭今日は極力提案されたものは次回に繰り延べするようというのを申し上げたんですが、そのことも含めながら、今の松瀬委員から出されたように、この三つのことについてはこういう方式で確認していいかどうかですたいね。

はい、森委員どうぞ。

森委員

すみません。私の聞き違いか、どういうふうな意味をとっていいのかわかりませんが、こ

の場合、設置選挙を実施するということでしょう。これだけが言えば書いてあるですね。それをイエスかノーかでしょう。ということで、じゃ、この次には……。そうすれば、選挙区ということ設けるか設けないかということは今日はだめなんですか。これに準じて、逆に入っている、今度の。そのところ、ちょっと私が……

吉山会長

森委員、これ、実は三つの項目になっておりますけれども、一つは断定的に設置選挙を実施しますよというのが一つです。その定数は、今度あとの二つはこれから協議をしていきますよという、その考え方として26名以内ということをもって、これから25なのか、21なのか、23なのかということ協議していきましょうという、そのことを確認したいということですね。それからもう一つは、選挙区を採用するかどうかですね。設置選挙をするんだけれども、その際に選挙区を採用するのかどうなのか。採用するとすれば、その定数をどうするのかという部分についても、これから協議をしていこうということを確認しようという内容なんですね。二つの性格が実はここにあります。そういうことです。

それから、山口委員 はい、どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。この項目について、これを確認するというふうな話が今あっておるようですが、私は最終的に確認をしていただければと思います。さっき言ったとおり、後戻りはできないということですね、これをすれば。もう方向性ははっきりわかります。これに向けて私たちもそれでいくわけですが、これは大問題ですよ、26人で設置選挙。後、どうなるかわからんと、これを決めておったら後戻りはできませんよとさっき私が言ったわけです。そして、一括して最終的に確認した方がいいんじゃないですかと私は思います。ここでこれを今日確認するんじゃないかと、私はそがん思います。

前回、そういうことで、私、にがい経験がありますから、ぜひ私は一括して、これがだめなら、そんならこうじゃないかというとも方法じゃないか。これは恐らく相当時間がかかると思います、と私は思います。

吉山会長

先ほどの御意見も山口委員はそういった意味でですね、定数特例という方法も含めた検討もよくしておく必要があるぞという意味合いでお話があったので、あえてちょっと聞いていたと。はい、大畑委員どうぞ。

大畑委員

松浦の大畑です。1市5町の合併が崩れた主な要因は、議員特例を適用するか適用しないかが重要な問題で崩れたものだとは存じておりますが、そういう崩れない、今度は1市2町で合併しようという住民の心、意思がアンケート等にもあらわれてきたわけであります。

全国の合併の状況を見ても、在任特例を適用しても後で住民投票等が起こるような混乱を招いているわけであります。よって、本日はこれを確認するかどうかという問題ですから、設置選挙はどうしてもしなければいけないと私は思うわけであります。今日設置選挙をするという確認ができれば、2項めの26名というのは法定定数が26ですから、もう26以内に決まっているんですね。だから、本日確認を1、2項はできるんじゃないかというふうに私考えております。

3項目めの選挙区の採用、あるいは定数の問題につきましては、先ほどいろいろ御意見がっておりますように、地域格差ができるというような問題もあります。これはお互いに協議をして深めていって、公平な議員定数を確保されるような話し合いにしていけばいいんじゃないかと思えます。以上です。

吉山会長

はい、山口委員の先ほどのお話の中で、委員としては後戻りができないんでという部分のお話でございました。このことについては設置選挙を実施すること自体についての基本的なお考えをお聞かせいただければと思うんですが。後戻り云々のことは抜きにして。

山口委員

私に特別に御指名いただきまして、すみません。私は設置選挙を勧めます。これだけです。ただ、いろんな勉強の中で、新しか人もおらすということも踏まえて、それをいろいろ論議したがいいんじゃないかということもありまして、定数特例とか、在任特例をわざわざ言った訳です。以上です。

吉山会長

今の山口委員の意図、皆さん方も御理解いただけたかと思うんです。あえて設置選挙とすると話を進ませているのという、後戻りのできないことでやっぱりもっと真剣に議論してはどうですかというお話しであったわけですが、どうですか、そういったことを踏まえながらも、先ほどの流れ。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。この問題はいろいろそれぞれの受けとめ方もあると思います。しかし、先ほど話が出たように1市5町、1市4町の一番崩れた要因は、やはり在任特例をとということに対する物すごい市民の反発があったというようなことを踏まえて、やっぱり大きな大失敗をこいたなという考え方のもとに、私ども議会としても規範決定をいたしておりませんが、やはり設置選挙で臨むべきではないかというような考え方もございました。

そういうことからしますと、もう少し幅を持たせた対応をしてはどうかというような御意見もありますけれども、この協議会として話を進めていくということになりますと、ここに提案をされております設置選挙を実施するということについては、もうここで私は確認をすべきだ。そして、更に議員の定数は26人。これ5万人以内の設置選挙は26人以内と、もうこれは法律で決められておるわけですから、だから、以内ということで今後協議をしていくということでございますし、それと連動して、選挙区の問題につきましても、今後協議により定めるということでございますので、私はもうこの問題については、設置選挙に反対ということであれば別として、賛同いただけるということであれば、私はここでこの状態の中で確認して結構じゃないかと、このように考えております。

吉山会長

はい、改めて皆さんどうですか。山口委員の御忠告というか、含んだ御意見も頭に置きながら、これ確認してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、この協議第13号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その1)につきましても、設置選挙を実施するということ、それから、定数は26人以内で今後協議して定めるということ、それから、選挙区の採用の有無及び選挙区の定数は、これまた今後協議によって決めていくという、このことについて確認してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのようにさせていただきます。

設置選挙の問題はこれで確認が終わることになるんです。あと、今後協議をする項目が二つ残るわけです。26人以内の何名にするのかという部分、それから、選挙区を設けるのかど

うなのか。設けるとすれば、その定数をどのようにするのか。その協議の方法でございます。今後、どのような協議を進めていけばいいのかなという部分で御意見を伺ってみたいと思うんですが、事務局サイドとしてはこういった考え方を持っておる。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。事務局としましては、皆さん方の御意見を出していただいて、それを受けて対応したいということで、具体的な考えは現在持っておりません。

吉山会長

そういうことで、先ほどの小委員会等々の議論の含みもあるわけですけども、全体の中でこれらのことについて進めていくのかどうなのか。これについて皆さん方の御意見をいただこうと思います。この協議会の中で進めていくのか。

というのはどういうことかということ、26人以内ということなんですが、それを協議していくわけですが、事務方として実はこれを20にせろ、23にせろとか、そういう内容のものをぼんと出しますと、なかなか後で問題を醸し出すということもあり得ますんで、こういった方法をとったらいののかなというのが実はあるもんですから、投げかけておるところですが。

はい、大畑委員どうぞ。

大畑委員

松浦の大畑です。法定定数26です。選挙区の採用、あるいは選挙区の定数を決めると、小地域、離島等のことを考えれば、今後、議員の数は多くなってくると思います。また、選挙区を採用しない、全国区でやるということになると少数精鋭でいいと思います。

そのためには、やっぱり議論を深めなければいけない。小委員会を設けて、小委員会は決定的なものではないと。小委員会で出されたものをこの全体会議にかけるとということで、小委員会をつくられても結構ではないかと私は思います。

以上です。

吉山会長

今の御意見は、議論のたたき台をつくる意味合いでの小委員会を設けてはどうかということでした。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。事務局として具体的な数字が出せないというのであれば、日程だけをい

つ提案するかということだけこちらの方に提案していただいて、先ほどから出ているように、この場でいろんな意見を出し合った中で、最終的にまとまらないというのであれば、小委員会という段取りでいかれてはどうかと思うんですね。

したがって、事務局としては数字を具体的に出す必要はないんじゃないかと思うんですね、出せないのであれば。ただ、日程だけを決めていただければいいかと思いますが。

吉山会長

はい、池水委員の方から、日程だけ決めていただければということでございます。考え方についてはお互いに意見をこの場では出し合いましょうということのようでございますが。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。私も小委員会をつくってというふうなお話も出ました。しかし、やっぱりできるだけオープンな中で議論を闘わせていくというのが私は常とうだと思います。確かに、いろいろ意見はあると思いますけれども、次回にでもこの問題についてそれぞれの思いというものを、もう1段階して終わったわけですから、この次、定数は幾らにするのか、幾らが適当なのか、小選挙区を設けるのか設けんのか、そういうことまで含めて、これ全体で議論を交わしながら、最終的にそこで確認ができない状況であるとすれば、その段階で小委員会の設置ということが望まれるんじゃないかと、私はそのように思います。

吉山会長

はい、これも議論ずっとしておりますと、入り口の話ということになりますんで、今、寺澤委員から御意見、御提案がありました。基本的には次回にもっと協議を深めていこうということですね。定数の問題、26名以内の問題と、それから選挙区の採用有無の問題等々についてですね、次回に改めて今までの議論を踏まえながらそれぞれお考えいただいて、議論をしていこう。そして、その議論の状況の中で(その2)という部分を見出していこうということで、そういう作業をしていきたいと思いますが、よろしいですね。今日のところは一たん区切りまして、今日のところはもう先ほど確認したことを対応して、もっと全体で議論を深めようという。はい、どうぞ岡本委員。

岡本委員

福島町の岡本です。福島町議会としてはこの問題については一言も議論をいたしておりません。ただし、この在任特例の廃止は、皆さんご了解頂けると思います。しかしながら、定

数26名とこの選挙区の問題については、今後、議会でも、また住民の意見を聞きながら、そしてこの協議会で協議をするべきだと、私はかように思いますけれども、それでやっていただきたいと思います。

吉山会長

今、岡本委員の方から住民皆様方の意向だとか、議会での調整だとか、そういったことの作業を手順を踏んで議論していきましょうということでございました。

寺澤委員の考え方もそういった思いもあって、今日もっと議論を深めようというんじゃないで、次回、あるいはその次の回になることも考えられますけれども、もっともっと全体で議論を進めていきましょうということで、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、ここで若干の休憩をいたしたいと思います。先ほどちょっと長かったようですから、2時40分に再開をしたいと思います。

午後2時34分 休憩

午後2時42分 再開

吉山会長

再開をいたします。

引き続き協議を続けてまいります、協議第14号、協定項目9号になるんですが、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することを議題といたしたいと思います。

そこで、事務局より説明をお願いいたします。

友廣幹事長

幹事長の友廣ですが、提案に当たって内容に不備がございますので、一言加えさせていただきます。

調整項目として三つ上げておりますが、3番目の「農業委員会委員の選挙においては、選挙区を設ける。松浦市に2選挙区、福島町・鷹島町に1選挙区設け、3選挙区とする。」とありますが、その後、「選挙区の定数は、協議により定める。」という一文を加えさせていただいて、提案をさせていただきたいと思います。

それでは、部会長から提案いたします。

吉山会長

よろしいですかね、今の。 よろしいですね。じゃあ、説明願います。

伊藤農業委員会部会長

それでは、協議第14号（協定項目9号）の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することについて御説明いたします。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することについて、次のとおりお願いするものです。

まず、1点目に、農業委員会委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、松浦市、福島町、鷹島町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3カ月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するというものです。

2点目が、合併後最初に行われる農業委員会委員の選挙による委員の定数は、30人とする。

3点目が、農業委員会委員の選挙においては、選挙区を設ける。松浦市に2選挙区、福島町・鷹島町に1選挙区を設け、合併後は3選挙区とする。選挙区の定数は、協議により定めるという提案でございます。

2ページをお願いします。

松浦地域合併協議会の調整内容の表題でございますけれども、四角の枠で囲んである中段の に、松浦市、福島町、鷹島町の農業委員会委員の現委員数及び定数、そして、その内訳として選挙による委員数、選任による委員数を記載しております。

次に、 として、任期について記載をいたしておりますが、関係市町すべて平成14年7月20日より平成17年7月19日までの3カ年となっております。

その下の段に、総農家戸数及び農地面積を参考資料として記載しておりますけれども、後ほどこれについては御説明していきたいと思っております。

それでは、次の3ページ、4ページ、5ページに関係法律や法律施行令の抜粋を参考資料として添付しておりますので、順次御説明をしていきます。

3ページでございますが、ここでは新設、対等合併の場合、現在の農業委員会及び農業委員会の委員の方々について、どうなるかという点について記載をしております。

まず、原則を申し上げますが、合併関係市町の農業委員会はすべて廃止され、新市に一つの農業委員会を置くこととなります。そのほかの特別職と同様に、農業委員会の選挙委員、

選任委員ともに身分を失うこととなります。

選挙委員につきましては、公職選挙法第33条第3項の規定により、市町村の廃置分合のあった日から50日以内に一般選挙を行い、選任委員はこの一般選挙の日に合わせて選任することとなります。これが新設合併の原則でございます。

先ほど申し上げましたとおり、農業委員会の委員につきましても、当然ほかの特別職と同様にその身分を失うこととなりますが、合併前の農業委員会の選挙による委員につきましては、市町村の合併の特例に関する法律、通称合併特例法とっておりますけれども、資料4ページのアンダーライン部分を読み上げますが、「合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、」「次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。」、その下の段、「市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間」ということで、まず1点目は、この特例を活用し、必要最小限度の3カ月間を在任特例としてお願いするものでございます。

続きまして、選挙による委員の定数ですが、4ページの左側の部分になりますが、農業委員会等に関する法律第7条により、「政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。」ということになっております。

この政令で定める基準というのが、右の中ほどの四角に記載されています農業委員会等に関する法律施行令第2条の2（選挙による委員の定数の基準）であります。松浦市、福島町、鷹島町が合併した場合、前に戻っていただいて、2ページを見ていただきますが、2ページの一番下の段に、その他の参考資料として、総農家戸数、農地面積の合計を記載しております。全体で農家戸数が1,789戸で、農地面積の計が1,861ヘクタールとなっております。

また、もとに戻ってもらって、4ページになりますけれども、4ページの四角の区分の中に、1にも3にも該当しないということで、太字で記載しております区分2となりまして、当地域の選挙委員の定数は30人以下ということで、それを条例で定めることとなります。本日、これを30人とするというので、先ほど提案をさせていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

ここでは選挙の単位についてですが、市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設

けることができるとなっております。

二つ以上の選挙区を設けることができますのは、その右に、四角の枠の中で明記されておりますが、すべての選挙区につき、農地面積が500ヘクタール以上、または基準農業者が600戸以上のいずれかを満たせば可能ということになっております。

当地域については御承知のとおり、飛び地及び離島を有する合併でありまして、原則どおり1選挙区で選挙を仮に行った場合、委員の選出とか特定の地域に偏るというおそれがあります。

したがいまして、本日お示ししておりますが、地域農業者の意見を正確かつ公正に反映させるために、農業委員さんそれぞれが特定地域に偏ることがないように、三つの選挙区を設けようというものでございます。

今回、御提案申し上げております内容については、新設合併の原則でいきますと、合併により関係市町の農業委員は全員失職することになります。当然、農業委員会がなくなりますので、会長も職員もいないという状況になるわけでございます。

このようなことから、新たな執行体制が整うまでの間、諸証明事務や許可事務が一切できなくなりますので、合併による事務の空白化を防止する等、それから住民サービスの低下を来さないための措置であり、首長選挙や市議会議員選挙を考慮した場合、少なくとも3カ月程度の在任特例を活用した任期を御提案申し上げて、私からの説明にかえさせていただきます。

以上です。

吉山会長

ただいま協議第14号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事ということで、説明が終わったところでございます。

これより質疑に入りたいと思います。田中委員どうぞ。

田中委員

松浦の田中です。大変単純な質問なんですけど、農業委員会というのはどういう委員会がありますか。行政機関の中でどういう形になっているのか、どういう仕事をされているのか御説明ください。

吉山会長

はい、どうぞ。

伊藤農業委員会部会長

簡単にわかりやすく申し上げますと、農業委員会は市の行政と全く独立した行政機関として定められておりまして、主に業務というのは、農地の売買、それから農地の貸し借り、転用、あっせん、和解仲介、そのようなものを主な業務として行っております。

田中委員

ありがとうございます。合併後に3カ月間、最低在任特例をというふうに御提案されておりますけど、こちらの3カ月間というのは、最低でその事務処理とか農民の方たちのサービス低下を行わないようにと先ほど言われたんですけど、そういう理解でよろしいんですね、最低3カ月間。

吉山会長

はい、どうぞ。

伊藤農業委員会部会長

先ほどの市議会関係もでございますけれども、一応首長選挙、それから市議会選挙が法で50日以内に選挙をするというふうなことで決まっておりますので、その後でないと議会推薦の委員さんたちが選出できないということで、先ほども申しましたように、合併をした日に農業委員会がなくなるということで、住民に御迷惑がかかるというふうに話しましたけれども、それを諸証明、許認可事務を通常どおりするためには、選挙の委員さんをせめて3カ月、議会選挙が終わるぐらいまでは在任特例を認めて通常の業務をするというふうなことで、支承のない範囲で必要最小限度ということをお願いしております。

吉山会長

その他、質問、意見等々。友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。今、農業委員会の担当の方からお話があったように、先ほど議会の議員に関する取扱いを審査したんですが、その際には、在任特例を設けるかどうか、あるいはその定数をどうするか、選挙区をどうするか、これと全く同じようなことを議論してきたわけですね。その際には、こういったふういきちっと決まった形ではなくて、協議会で決めていきたいと思いますという投げかけだったんですが、この農業委員会の場合は明らかにきちっと決められて、これをお願いしますという形になっているわけですね。そのあたりが、確かにその農業従事者の人数によってこれが決められるというものの、その同じ市議会議員とか農業委

員会委員とか、そういった住民選出の委員の取扱いについては、明らかに取扱いが異なっていると思うんですね。ですから、ここまでのものを提案されるに当たって、どういった協議がなされてこうやってきたのか、余りにも議会議員との取扱いの差があるものですから、そのあたりについてお尋ねします。

吉山会長

じゃあ、幹事長の方から。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。確かに今、友田委員がおっしゃいますとおり、住民から選ばれて組織される議会、あるいは農業委員会、これに対する事務局からの提案に差があるということは御指摘のとおりでございます。議会部会、農業委員会部会でそれぞれ検討をしていただきました。議会部会においては、すべて協議により定めるということで提案をしたいという検討もなされたようでございますが、先ほど議会部会から説明がありましたとおり、できるだけ提案できるものはしていこうということで、設置選挙ということだけは提案をさせていただいたということで、議会部会の話としてのまとまりがついたわけでございます。

一方、農業委員会部会におきましては、それぞれの1市2町の局長さん等が集まって協議をされた合併先例地の対応等を参考にされて、執行機関としての職務を、空白をつくらずに合併のその日から住民サービス、あるいは農業委員会の行政時も円滑にしていこうためにはこの方法が一番いいんじゃないかという観点から、農業委員会部会としては、こういう協議が調い、幹事会においてもこれを了として、本日の協議会へ提案させていただいたということで、どちらがどうということではございませんが、あえて申し上げさせていただくならば、執行機関としての農業委員会の職務を住民サービスに滞ることがない、それを大前提としてこういう提案をさせていただいたというところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

吉山会長

友田委員。

友田委員

松浦の友田です。今、幹事長の方からありましたように、執行機関として住民サービスを停滞させないよということでしたが、こういった合併をすることによって首長がいなくなる場合については職務代理者というのができて、その代理をする方がおられるわ

けですね。農業委員会がなくなると、その当該市町村の農業委員会がなくなりますよと、合併をするとなくなりますよということでありましたが、そういった場合に、やはり救済措置というものがあって、何らかのものがあるんじゃないかと思うんですよ。そういったものをここに出されずに、もうこれをお願いしますという形で出てきている。これはやはり、ちょっとほかのものとの取り扱いとして、少し温度差があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、ほかのやり方ではもうありませんということであれば、これで仕方ないわけですが、ほかにもこういった方法があるんですよというのがあれば、そのこともお示しをいただきたいと思いますし、その法令で定める30人以下というものに対して、もう上限の30人に定められている。先ほどの議員の数は26人以下で協議をするということですから、やっぱりこのあたりが、住民の行政経費の削減という最大の合併に対するメリット、そのことを期待されていることに対して、ちょっとこのあたりの問題意識が少ないのではないかなというふうに思うものですから、そのあたりどうなのかお尋ねをいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今の御指摘につきましては、やはり救済措置がないかということ調べてみました。全国の合併の事例を調べましたところ、やはりこの農業委員会については在任特例を適用して、この業務の停滞を防ぐという手法を全国とられております。

ただ、御指摘のように、期間を何カ月にするのか、何十日にするのか、あるいは委員さんの数をどうするかということは、そこそこで違うようでございますが、今回提案させていただいております30人についても、一部30人以内で提案したらどうかという意見もありましたけれども、最終的に幹事会としては30人という人数を特定して、協議会で御議論をいただくということになったところでございます。

吉山会長

そのほか御質問。寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。今、提案をされておる、今の質問に対してのお答えを、全国的に農業委員会としては、どうしても事務執行に支障を来さんということで在任特例を活用しておると

いう説明があったわけですが、そうしますと、この一番末尾に書かれております「この特例法を使えば、合併する関係市町村の協議により合併関係市町の選挙による委員は、10名～80人までの範囲内で、又合併後1年を超えない範囲で引き続き新市の農業委員として在任できるようになっております。」ということが書かれておる。

そうしますと、先ほど補足で書き添えられましたけれども、選挙区の実数は協議により定めるといふことと、これは同じものだと思いますが、こちら辺について協議により定めるといふことですが、片や一方では、合併後は30名とするといふことで限定をされて出されてきておる。在任特例については活用するが、選挙区の定数は協議により定めると。

私は、これはちぐはぐじゃないかと思う。結局、30名とする根拠といふのはどこにあるのか。やっぱり議会関係と比較して大変申しわけございませんが、30名以内、26名以内とすると、協議により定めるといふことにしておる。しかし、このことの整合性を考えても、どちらも公職選挙法によって出てくる問題です。

こちら辺について、ひとつ選挙区を設けて、その中で定数を協議により定めるといふことであるとするならば、30名以内として協議により定めるといふことがあってしかるべきじゃないかと思いますが、その2点についての事務局の説明をいただきたい。

伊藤農業委員会部会長

30名の根拠ですけれども、今、全国的にも遊休荒廃農地がふえているということで、松浦市も例に漏れず、非常にそういう農地がふえてきておる。そういうのを隅々まで行き届ける、それが第1点と、あと地域の特殊性といふんですか、そういうのを含めて30名が妥当といふふうに判断をしております。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

その30名といふのは、特に遊休荒廃地がふえておると。これを防ぐために30名といふことで定めたといふことですが、それならば、その在任特例の10名から80名といふことでここにお示ししてあるですね、3ページに。合併後1年を超えない範囲内で在任をするといふことについては、どのように判断をされておりますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

伊藤農業委員会部会長

この3ページの10人から80人までの範囲内ということは、これは在任特例を適用する委員さんということで、現在の選挙委員さんを示しておりますので、現在、選挙委員さんは松浦市で20名、それから鷹島町、福島町さんが10名、10名で、40名になりますので、80名以内ということで御理解をお願いしたいと思います。

吉山会長

よろしいですか。(発言する者あり)もうちょっと待ってくださいね。

寺澤委員

そうしますと、結局、現在の選挙委員はすべて在任特例として残らなければ、すべての事務処理が滞るという判断で、20名と10名、10名の40名ということにしておる訳ですか、80名以内の中には、推薦は別として、選挙で出てくる方々は全部1市2町を残すという考え方で提案を考えておられる訳ですか。

吉山会長

基本的には在任というのはそういう性格のものだということです。(発言する者あり)

ここでちょっと、今の関係で副会長の方から。

松永副会長

松永です。あえて申し上げます。

農業委員会というのは、先ほど局長がどういう仕事をしているかということを説明しましたように、農地を管理しているんです。農地は、どこかにどういうふうに売られたり、あるいは無断で家を建てられたり、そういうものを、ここは誰の土地で、どこにどう売られたらいいとか、そういう情報をずっと、その守備の範囲、テリトリーの範囲を全部掌握しておかなきゃいけない。例えば、1町村に2人か3人、これはとにかく自分の土地から、テリトリーから離れたところはなかなかわからんのですよ。そういう意味で40名から60名、80名と決めたんです。

それから、もう1点は、報酬、議員さんたちがたくさんもらっているから、あなた方議員さんとあんまり変わらんぐらいもらっていると思っておられるかもしれませんが、一番安いのは年間で150千円、一番高いところは年間280千円、それでそういう自分のエリアをいろんなあれでカバーして運用管理をしている。そこら辺を議員と同じような感覚で論議をしてみらうと、ちょっと困るんです。そこら辺、理解しとってください。たった年間150千円し

かもらっていない委員なんです。あるいは松浦市は、はっきり言いまして 280千円、そこら辺を委員が何十名残って何カ月残るから、それを大変けしからんみたいなことで論議をされると、答えがちょっと、ピントが外れていると思います。(発言する者あり)

吉山会長

その前にちょっと、事務方から。

友廣幹事長

ちょっと委員さんの関係も御質問としてありますので、お答えしたいと思いますが、現在の1市2町の農業委員さんは、選挙と推薦を受けて52名おられます。そして、今回お願いしておりますのは、そのうち選挙で選ばれた40名の方に限って3カ月間の在任特例をお認めいただきたいということで提案をさせていただいて、3カ月の在任特例が終わりました後は、0名選挙で選ばれておられる方を30名、10名減員して農業委員さんを選挙で選ばせていただきたいと、そういう数の整理はさせていただいたつもりでございます。

吉山会長

友田委員。

友田委員

今、副会長の方から、農業委員の立場というものを言われたわけですが、私が言ったのは、同じ議論を、やっぱり議会の議員と同じようにこの協議の中で、今おっしゃるように、いや、農業委員会というのはこんななんですよという議論をして、この書いているとおりに定めるのであれば、何ら問題ないと思うんです。ですから、私も農業委員の皆さんの報酬が高いとか安いとかではないんですよ。同じように協議会に出される議案が、片方はここで決めるようになっていて、片方は完全に枠にはまっているということがおかしいんじゃないかと。だから、その中で議論をして、いや、やっぱりこれは法で定める最高を採用すべきだということになれば採用すべきでいいと思うんですよね。その出し方がおかしいんじゃないかということをお願いしたので、副会長御理解いただきたいと思います。

吉山会長

そのことについては先ほどの説明で御理解いただけたということでよかですね。

じゃあ池水委員、お待たせしました。

池水委員

松浦の池水です。我々も農業委員会という言葉については、先ほど余りなじみがなかった

んですけれども、私は建築をやっております関係上、農業委員会については多少知っております。農地転用等は我々は書類をつくっておりますのでですね。したがって、そういうことで、農業委員会のごく一部の業務はわかっているつもりでございます。

そういう中で、ちょっと先ほど来より数字の問題が出ておりますが、まず、この30名という限定の部分について、法律では30名以下となっているわけですね。やはりこの合併協議会は、行財政経費の削減を検討すべき委員会であるわけですし、特例を 特例というか、聖域を設けずに、本当に30名必要なんだという部分をもうちょっと議論せないかんのじゃないかと。どうも私、先ほど局長の説明で、果たして30名要るのかなという部分を非常に思っております。というのは、在任特例期間は今度は40名とおっしゃっているんですよ。特例終わったら今度は30名でいいという話になるわけですよ。そういう根拠であれば、特例期間も30名にすべきでしょう。

結局、必要があるから人数があるんであって、必要がないのに人数を減らしましょうというのがこの合併協議会の趣旨のはずなんですね。だから、類似団体とか、そういう部分の話じゃなくて、いかに自分たちが極力経費削減をやっていけるかということを議題にしないと、今までこうあります、こうあります、こうありますでいけば何の経費削減にもならないと、今後の議題に対してもですね。したがって、類似団体とか過去とかいう部分を振り払って、いかに必要な数がどれだけ減らせるんだということをもう少し真剣に考えるべきじゃないかと思えます。

以上です。

吉山会長

今のは、もっとやっぱり経費削減という視点をとらえながら、どれだけその業務に必要なのかという視点で対応すべきだという御意見でございました。

田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。農業委員のことですが、私もこの農業委員の方々の仕事というのはほぼわかっております。このことについてちょっと議論をいただいたときに、私、これで果たしてよくまとまったなというのが実際の感覚でした。というのは、鷹島が10名のが5名、福島さんも同じだと思います。松浦が幾らですか、25名が20名ですか、というようなことで今度提案されておりますけれども、これはずっと農業委員さん関係の会合があって、や

っぱり既にいろいろ論議された上での話し合いじゃないかなというふう感じておまして、私は現在の提案されている案に異論はありません。よくこれでまとまったなという感じが実際の感覚でございまして、でき得るならば、さっきからいろいろ論議されておりますけれども、私はこの線でおさまりつけば上出来じゃないかなというような感覚を持って、この原案に対して何も申し上げることはない、このように思っております。

以上です。

吉山会長

今、ちょっと誤解があつてはいけませんので、人数的なこと。よかったのかな。(発言する者あり) 提出するのは、これからのことやろう。30に対するあとの振り分けの問題については、これからの協議ということが前提でございますので、そういうこと等も踏まえながら、今この内容でよかろうというお話でございました。そのほか、質問等々。

じゃあ、今日のところ、一旦ここで質問を打ち切っておきましょうかね、質問、意見。そして、次回に今日の議論を踏まえながら、改めて協議、できれば確認の方向をとってまいりたいと思いますので。

ここで次回に協議を繰り延べするというので、この協議第14号については、本日のところ一応終わりたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、そのように取り扱います。

それでは、引き続き協議第15号、協定項目11号になります一般職の職員の身分の取扱いに関するものを協議議題といたします。

説明を願います。

末吉総務部会長

それでは、一般職の職員の身分の取扱いについて御説明申し上げます。私、総務部会の末吉と申します。よろしく願いいたします。

それでは、議案の1ページをご覧いただきたいと思います。

一般職の職員の身分の取扱いの調整内容につきましては、一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市に引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるも

のとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併までに調整する。

職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から、合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整するといったしております。

一般職の身分の取扱いにつきましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項に、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」また、第2項の方で、「職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められております。

また、職員の定数につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、新市において条例で定めることとなっております。

次のページをご覧くださいと思います。

1市2町の職員の条例定数及び実職員数を記載しております。1市2町の職員の合計は、条例定数が491名、実職員数は445名となっております。先ほども御説明申し上げましたとおり、一般職の職員は、引き続き新市の職員として身分を保有するように措置しなければなりません。

新市における職員数につきましては、新市の組織、事務機構、地方分権に伴う事務量の増加など、現時点では不明確な要素があることから数を明示することは困難でございますが、新市移行後、類似団体や定員モデル、その他、他の自治体の職員数を参考に、最も効率的、効果的な行政運営ができるように新市におきまして定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図っていく必要がございます。

資料の次のページをご覧くださいと思います。

一般職の職制を記載しております。職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併までに調整する必要がございます。

次のページをご覧くださいと思います。

1市2町の給料表の種類、級別職務分類表を記載しております。給料表につきましては、国に準じたものとなっておりますが、職員の処遇の公平、適正化の観点から、適用職種や等級について調整をする必要がございます。

次のページから参考資料といたしまして、先の1市5町合併協議会において提示いたしました初任給の給与基準、管理職手当、退職手当、特殊勤務手当、特別昇給に関する現況比較について、1市2町の現況を改めてお示ししております。

以上のことから、一般職の職員の身分の取扱いの調整内容としましては、冒頭申し上げましたとおり、一般職の職員は、すべて新市に引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併までに調整する。

職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整するといったしております。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いに関する事ということで、4点にわたる調整方針等々の説明があったところでございます。

これより質疑に入りたいと思います。友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。先ほど1市5町の協議の際に提出した資料ですということで、参考資料がついているわけですが、1市5町の協議会の中でこの問題を協議したときには、適正化計画の方針と申しますか、具体的にどのように進めていくのかということについて、もう一つペーパーが出て協議したと思うんですよ。その中には、今後、例えば10年間にどのくらいの職員が減っていくのか。これはもう定年退職によるマイナスですね。そして、どのくらい採用をしていって、どのような形にしていくのか。合併後の町の職員の数というものを示されたんですが、今回そのようなものをお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

今の御質問ですけれども、前回1市5町のときは、協議に入る前から類似団体比較ということで、1市5町が合併した場合に、職員数が80人ぐらい余るからということの前提があ

りましたので、それにあわせて退職者数の調整を、交付税の算定基準があります 10年間をベースに、新規採用職員の補充を2分の1に減らすとか、3分の1に減らすとかいうこととあわせて、類似団体に合わせた数字、職員数の適正化というところで諸資料を御提出したところございまして、今回、総務部会としては、類似団体の比較等をまだ正確にやっていませんので、先ほど申し上げました退職不補充の関係と、今申し上げた類似団体に対する職員数の削減効果というものを、前回は財政効果という方向でどういうふうに表示するかというところでお示したところございまして、今回まだ具体的な作業を行っておりませんので、必要があれば次回の協議会の中で提出させていただきたいと思います。

吉山会長

それはやっぱり必要じゃなかとかな。(発言する者あり) ちょっと幹事長の方から。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。御指摘がございますとおり、1市5町のときの協議の場にお出ししております資料は、1市2町に直して提出するように各部会に指示をいたしておりますが、それが徹底をいたしておりませんで、皆さん方の協議に支障を来しておることについては大変申しわけなく思っております。

本日のお昼休みに幹事会を開きまして、そのような資料を準備して協議会の場に臨むよう再度指示をしたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

吉山会長

ということで、次回に今の御指摘のあった部分等々については、提示できるようにいたしたいと思います。

池水委員どうぞ。

池水委員

具体的な資料が出ていないということで、中身についてはわかりませんが、この提案どおりでいいんですが、一つお願いです。先ほどから言っておりますように、例外聖域をつくらずということをお願いしているわけです。松浦の今の現状はというと、市民所得は最低レベルにあります。合併後、人口が減る予定になっております。そういうことも勘案しながら、この分についてはしっかり考えて出していただければというふうに思っております。

以上です。

吉山会長

今、池水委員の方から、全体的なことは別として、聖域を設けずにきちっと適正な対応ができるようにという意見が出されたところでした。

寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。先ほど説明があつておるようですが、この第15号につきましては、今後、適正化計画の策定をしながら進めていくということですが、この中で、特に退職者の不補充の計画、それとまた類似団体の状況、そういうものをすべてお示しいただくということで理解しとってよろしゅうございますか。

吉山会長

どうぞ。

末吉総務部会長

はい、今おっしゃった内容でよろしいと思います。

吉山会長

そのほか、これまた今日結論を出すということではなく、次回に対応したいと思いますが、今日聞いておく必要がある、あるいは資料を要求しておかなくちゃという部分等々があれば、副会長どうぞ。

松永副会長

この資料をちょっと補充してください。どこまで管理職というのか私わかりません。総務部というたり、課長補佐というたり、それが管理職なのかどうかわかりませんので、その管理職の数、1市2町で。

それから、もう一つは、福島町に聞いたら一般職になっているというんですが、保育所勤務の職員数、それもちょっと出してください。いわゆる公立保育所の職員数、それをちょっと出してください。

吉山会長

はい。

末吉総務部会長

ただいまの管理職の範囲というか、数ですかね。管理職の範囲については、お手元の5ページの資料で、管理職手当を出しているそれぞれの市と町の職種、職名がありますので、こ

れで御理解いただきたいと思います。

管理職の数ですけれども、松浦市が32人、福島町が14人、鷹島町が20人でありまして、合計の66人であります。

それから、保育所ですけれども、数の上でいきますと、最初の2ページの表の市長部局の方に数が入っております、数を言いますと、松浦市が8人、福島町が2人、鷹島町が5人の都合15人というふうになっております。

吉山会長

よろしいですかね、副会長。

松永副会長

はい。

吉山会長

そのほか、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。これはせっかく審議するのに、給与体系、内容が違っておるようでございます。できますならば、この特昇だとか、あるいは制度外の諸手当だとか、それらを知りたいんですけれども、今、長崎県下で新しく市が誕生しておりますが、それらが取り扱っている給与実態、給与体系というふうな資料を提出していただきますと、非常に参考になるんじゃないかと思いますが、次回にお示しいただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

吉山会長

松瀬委員の意図というのは、合併後、どのような調整作業が進んでどうなっておるのかというのが概念的にもわかればという思いだろうと思うんですが。

大久保事務局長

新しく合併した町や市が、どのような形で調整をしたかというのがまだ調整をしていないかもしれませんし、一応聞き合わせてみたいと思っております。それによってそういうものが、資料がいただければお出しするということにしたいと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦市松瀬でございます。もう1点だけお尋ねをいたしておきますが、この諸手当関係で、松浦と2町は大分相違があるようでございます。

特に、特昇関係は松浦だけじゃないかと思うんですけれども、やはりその実態もここにお示しになっておりますので大体わかるわけでございますけれども、金額的には提示されておられません、金額の総額でどれぐらいになるのか。上の方の位置で調整なさるのか、下方で調整なさるのか、それによって違いは出てくると思いますけれども、現在の時点でどれだけの開きが出てきているのか、その点をこの次の機会にお示しいただきたいと思います。

吉山会長

はい、事務局としても対応をするということのようでございますので。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、一旦ここで質疑を区切りたいと思います。また次回に協議を繰り延べて、さらなる議論を深めてまいって、確認の方向性を探っていきたいと思います。そういうことでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、次回協議へ回すことといたします。

次に、協議第16号、協定項目の13号になるわけですが、特別職の職員の身分の取扱いに関する事について協議に入りたいと思います。

説明願います。

末吉総務部会長

それでは、引き続きまして、総務部会の方から御説明申し上げます。特別職の職員の身分の取扱いに関する事について、御説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

特別職の職員の身分の取扱いに関する調整内容といたしましては、三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額をもとに合併までに調整する。

議会議員の報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

その他の委員については、新市の発足時において設置する必要があるものは、合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。その他のものについては、合併後調整するをいたしております。

次のページから、特別職についての定数、報酬額を一覧として提示しております。

まず、合併いたしますと1市2町の法人格は消滅し、1市2町の市長と町長は身分を失うことになり、合併後50日以内に行われる選挙により、新しい市長が選出されることとなります。

新しい市長が選挙により決定されるまでの不在期間は、地方自治法施行令第1条の2の規定によりまして、1市2町の市町長の中から協議により市長職務執行者を決めて、その市長職務執行者が職務を行うこととなります。

助役、収入役につきましても同様に身分を失うこととなりますので、新しい市長が新市の議会の同意を得て選任することとなります。

新市三役、教育長につきましても調整内容としましては、三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額をもとに合併までに調整するとしております。

議会議員につきましても、定数及び任期の取扱いの協定項目にて別途協議されておりますので、ここでは報酬についての調整について御提案申し上げます。調整内容としましては、議会議員の報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整するとしております。

次の行政関係委員の身分につきましても市町三役と同様でございますが、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員につきましても、市長の就任を待たずに、合併時に選任の手続が必要となります。

まず、教育委員会の最初の委員でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第1項により、1市2町の教育委員の中から5人を臨時に新市の委員として、市長職務執行者が選任することになっております。この教育委員の任期としましては、同法施行令第18条第2項の規定により、合併後の市長の選挙後、最初に招集される議会の会

期の末日までとなっております。

教育長は、同法第19条の規定により5人の互選により定めることとなっております。

次に、選挙管理委員会委員でございますが、地方自治法施行令第4条の規定により、1市2町の選挙管理委員会であった者の互選により、4人の委員をもって組織されることになっております。したがって、4人が暫定的に選挙管理委員の職務を行うこととなります。任期は、新市の議会におきまして、正規の委員が選出されるまでの間となります。

固定資産評価審査委員につきましては、地方税法第423号第8項の規定により、市長は選挙されるまでの間は、市長職務執行者が1市2町の固定資産評価審査委員のうちから選任した者をもって委員に充てることができるということになっております。定員は3名以上ということになっております。

監査委員につきましては、その性質上、暫定的な代理はなじまないとの行政実例による判断がなされていることから、新しい市長が招集した最初の議会において議会の同意を得て選任されることとなります。

次に、農業委員会委員につきましては、定数及び任期の取扱いの協定項目の中で、別途協議することといたしております。

このようなことから、行政関係委員並びに公職選挙法関係についての具体的調整内容としましては、設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整するとしております。

その他の特別職につきましては、次のページから各市町における特別職の現況について記載しております。

ここに掲げております特別職の身分の取扱いに関しましては、今後、御提案してまいります各協定項目の中で、いろいろ調整を図っていく必要のある部分もあろうかと思われまので、その調整内容としましては、その他の特別職については、新市の発足時において設置する必要があるものは、合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。その他のものについては、合併後調整するとしております。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関することについて説明がありました。これより質問、意見を受けたいと思います。田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。三役と教育長及び議会議員の月額でこちらの方を表示されておりますが、年額としてお幾らぐらいになるか、そこを答えられなかったら、ボーナスもありますので、これに何倍掛けたらいいんだということを教えてください。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

申しわけございません、今計算中ですが、それぞれ月額単価を掲げておりますけれども、三役、教育長、議会議員につきましての期末手当を含めたところでの年額は月額に15.795を乗じた額が年額ということになります。

田中委員

ありがとうございます。じゃあ、次の質問に行きます。

3ページなんですけど、公職選挙法関係で選挙のあるときに1回につき10,700円とか書いてあるんですが1日中そこにいらっしゃるのでしょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

選挙管理委員の関係ですけれども、選挙長とか投票管理者のことでしょうかね。

(発言する者あり) はい、この方たちは選挙のあるたびに選任をいたしまして、必要な時間、必要な期間について報酬を払うということでございます。

田中委員

必要な時間というのは、何時から何時までと。一日中の手当ですかということ。

末吉総務部会長

松浦市の場合が、区分のところでは1回につきとありまして、福島町は日額、鷹島町は日額と表記がありますが、1回の選挙について1回当たり17千円という金額を払っているということなんです。

(発言する者あり) 時間はないですね、はい。時間は拘束しないですね。

(発言する者あり) はい、3時間で終われば3時間で1回分を払うんですけれども、まず3時間で終わることはないと思います。

吉山会長

場合によってはずっと、20時間とか、そういうケースもあります。

そのほか。山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。3ページをちょっと見ていただきたいと思いますけれども、地区の嘱託員、町内会の方の報酬等も書いてありますけれども、非常に行政機関が、松浦の場合は123あるということで、かなり多くの地区に代表者の方がおられるなという感じを受けるわけです。それに対して、松浦にどうのこうの私は言うつもりはありませんけれども、非常に1人当たりの、何というかな、人員というか、そういうふうなことが大分違うなということと、松浦市の場合は、農業の嘱託員が別に次の欄にあるわけですが、福島町の場合は一緒になっておるわけですね。その辺もちょっと見とっていただければと思います。

それぞれに行政関係の委員さん、それから、私はちょっと不満となるのは、その他の特別職の方の手当が非常に少ないということですね。それと比べたら、二つ比べた場合ですね。それはもういたし方ないと言えればそれまでですが、非常にそれぞれに皆さん方、委員さんの方は大変だろうなと見ておる訳です。

それから、町内会の仕事にしましても、福島町においては、町の行事に対しては全部区長さん、駐在員さんが出る訳ですね。すべてもう議員さんが出られるところはほとんど行くと。議会だけは行きませんけれども。そういう関係で、仕事はかなりハードです。これに対しても、それだからこれをくれとは言いませんけれども。

そういうことで、各地区の駐在員の仕事がそれぞれ違うということですね。うちの場合も、これから合併後に関しては、非常にまたこれよりハードな、いろんな仕事が回ってきますよというふうな説明をする訳ですが、それだけ重要な仕事でございます。福島の区長さん方についても、今までどおり、毎月定例会を福島はやりよるわけですが、その中で、行政管理職以上の方は全部出席しておられて、きめ細かに説明いただいて、またそれを持ち帰って地区で説明するような感じとなっております。

それで、一番に報酬だけ見ても誤解な部分がありますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

吉山会長

はい、あえて福島が若干高いという地区の嘱託員さんというか、駐在員さんの部分が気に

なっとなるんだからということで、あえて御説明をいただいたところでした。

特に説明が必要ですかね、今の件でこっちから、感想。(「いや、別に……」と呼ぶ者あり)今、この資料を見ての直感、感想ということで意見を述べられたところでした。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、これもまた質疑も含めて次回に繰り越したいと思いますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。じゃあ、今日のところは質疑を一旦区切っておきたいと思います。次回改めて協議、できれば確認の方向性を見出したいと思います。ありがとうございました。

では、引き続き協議第17号、協定項目の24号ですが、広報、広聴関係の取扱いに関すること、このことに協議を進めてまいりたいと思います。

このまま続けていいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ちょっと事務局が席を移動いたしておりますので。

引き続き、協議第17号 広報、広聴関係の取扱いに関することを協議議題といたします。

事務局より説明願います。

末竹企画部会長

それでは、企画部会からの御提案でございます。

協議第17号(協定項目24号)の広報、広聴関係の取扱いに関することにつきまして、説明を申しあげます。

議案1ページ、広報、広聴関係事業の取扱いでございます。3点ほどございます。

1点目、広報紙は原則として毎月1回、議会だよりは年4回発行することとし、内容や配布方法については、合併までに調整する。

2点目、その他の広報については、合併後調整する。

3点目、広聴関係については、合併後調整するという提案でございます。

次の2ページをお願いいたします。

各市町の広報紙の現状につきまして記載をいたしております。各市町とも広報紙は毎月1回発行しております、原則として合併後も毎月1回発行することとし、内容や配布方法につきましては、若干の調整が必要と思っております。合併までに調整するをいたしております。

議会だよりにつきましても、各市町とも年に4回発行いたしておりますので、広報紙同様、合併までに調整するをいたしております。

3ページでございます。

防災行政無線やホームページ、そして市勢、町勢要覧、その他の広報につきましても載せておりますが、新市としての広報となることから、合併後に調整するというにいたしております。

4ページでございます。

ここでは広聴の関係を掲載いたしております。地区別懇談会や区長会等が開催されております。それぞれ若干内容的に異なったものもございますので、これにつきましても合併後に調整するをいたしております。

以上、広報、広聴関係の取扱いに関する説明とさせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第17号 広報、広聴関係の取扱いに関して説明がありました。

質問、意見を受けたいと思いますが、特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

これは、あえて繰り延べする必要もないですか。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、今日ただ今提案、そして説明のあった内容で確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱います。協議第17号 広報、広聴関係の取扱いに関しては、ただいま説明のあった原案のとおりの内容で確認をさせていただきます。ありがとうございました。

引き続き協議第18号、協定項目の27号ですが、人権関係の取扱いに関することの協議に移りたいと思います。

協議議題として説明をお願いいたします。

末竹企画部会長

説明に入ります前に、大変申しわけございません。一部印刷のミスがございますので、訂正をお願いいたします。

資料の2ページでございます。一番左のところに松浦市の欄の下から3行目、「講演会の開催（予定）」といたしておりますが、この「（予定）」は、その次の「懇話会の設置」、この部分が「（予定）」でございます。恐縮でございます。「講演会の開催」の「（予定）」を削除していただきまして、「懇話会の設置」のところに「（予定）」ということをお願いを申し上げます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、協議第18号（協定項目27号）の人権関係の取扱いに関することにつきまして、御説明を申し上げます。

人権関係の取扱いでございます。2点ほどございます。

1点目、人権・同和に関する行政については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2点目、男女共同参画・女性行政関係については、合併後調整するということで提案を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

ここでは、人権・同和、男女共同参画、女性行政関係につきまして現況を記載いたしております。人権・同和関係につきましては、各市町に大きな違いがないことから、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。男女共同参画・女性行政問題につきましては、松浦市においてのみ講演会の開催や懇話会の設置を予定されておりますので、新市において調整するといたしております。

以上、人権関係の取扱いに関する説明とさせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第18号 人権関係の取扱いに関することということで、人権・同和、そして男女共同参画・女性行政関係についての説明があったところですが、御質問等々ございませんか。松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

1点だけお尋ねを申し上げたいと思いますが、人権・同和と大きくうたい上げてあるわけでございますけれども、実態として同和対策事業というのが施行されておるのか。それと、この対策が現実的に重要な課題として各町にあるのか、調査されておると思いますが、同和関係についてお伺いをいたしたい。

吉山会長

はい、どうぞ。

末竹企画部会長

人権・同和という項目で上げておりますが、同和については地区的な指定もございませんので、私どもといたしましては、人権という一くくりの中での取扱いという認識をいたしております。1市2町におきましても、同じような取扱いということでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

同和ということになりますと、大変関心の寄せられる方もおられるというふうにするわけでございます。大きくここに取り上げられておるものですから、実態として地域社会の中でそれらが問題化し、対応される。そういう状態があるんじゃないかというように感ずるわけでございます。この同和と、実態として、それらについて取り立てて対応する必要もないというふうなことであれば、大きく取り上げられるということはいかがかなという思いがするんですが、いかがでございましょう。

吉山会長

このことをあえて同和という部分に対応しておるわけですが、これは同和対策事業等々が行われておる地域指定とか、そういうことの視点も一つあるかと思うんですが、しかし、これは日本の国社会全体の問題として、やはりこのことが今もってやっぱり指定地域もある等々、そこのみの問題でなくて、やっぱり社会全体のとらえ方が必要だという視点の中で、私はこの人権、そして同和という表記については必要だなという認識に立っておるところでございます。

これはあくまでも私の私見でしたのでですね。田中委員どうぞ。

田中委員

男女共同参画及び女性行政関係なんですけど、合併後に調整するという事なんですけど、ちょっと松浦市の現状を教えてください。男女共同参画と女性行政関係で、何か市民の方でグループなりそういうのができているかどうかですね。

それと、これからもし合併後でそういうふうに女性行政関係というのをワンセクション置いているのかということをお願いします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末竹企画部会長

松浦市の動きということで御認識いただきたいと思うんですが、この男女共同参画につきましては、現在、懇話会を近く立ち上げる予定をいたしております。実は、前回の市報等で公募委員さんも募集を行ったところでございますが、実態としてその応募がなかったという状況でございます。私どもの方で、20名以内の委員さんを今回お願いいたしまして、男女共同参画の基本計画の策定に向けた論議をしていただくという計画をいたしております。11月の末に第1回の立ち上げをいたしたいという状況でございます。

吉山会長

よろしいですか。

田中委員

松浦の田中です。それから、女性行政関係なんですけど、こちらの方は行政の枠内にそういう女性行政というのを設けられるおつもり、そういう方向に合併後話し合いがなったら、そういうふうになるんでしょうか。

末竹企画部会長

この女性行政と男女共同参画というのは表裏一体のものだというふうに思っております。今回言いますように、懇話会等を立ち上げまして、その中での論議を踏まえながら、女性行政に関する部分につきましても検討を加えてまいりたいと思っております。

田中委員

ありがとうございました。

吉山会長

ありがとうございました。

ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

なければ、これまた次回に引き継がなくちゃいけませんかね。確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第18号 人権関係の取扱いに関することにつきましては、原案のとおり確認をいたしたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

わかりました。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

それじゃ、引き続き協議第19号 地域間交流関係の取扱いに関することを議題といたします。

これが最後の提案議題よね。 それでは、説明をお願いいたします。

末竹企画部会長

引き続き企画部会からでございます。地域間交流関係の取扱いでございます。協議第19号（協定項目42号）の分でございます。

議案1ページをお願いいたします。

2点ほどございます。姉妹市町及び各種交流事業については、相手先の意向を確認した上で新市に引継ぎ、交流のための制度は、合併後調整する。

2点目、国際交流については、現行のとおり新市に引継ぎ、交流のための制度は合併後調整するというものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから4ページになりますけれども、姉妹市町及び各種交流事業、それから、国際交流ということに分類して、現況を記載しております。それぞれの市町が個性的で魅力的なまちづくりを目指して、多様な交流事業を実施いたしております。

地域間交流の促進や国際親善は新市においても重要な課題でありますので、姉妹市町及び各種交流事業につきましては、相手先の意向を確認した上で新市に引き継ぐものとし、交流のための制度は、合併後調整する。

それから、国際交流については現行のとおり、新市に引き継ぐものとし、交流のための制度は、合併後調整するという事にいたしております。

以上、説明とさせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第19号 地域間交流関係の取扱いに関する事として説明がありました。御質問等々ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

この調整内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、確認をいたしたいと思います。

協議第19号 地域間交流関係の取扱いに関する事につきましては、説明のあった内容で原案のとおり確認をいたしたいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、御異議ないようでございますので、そのように取扱いをさせていただきます。

提案した協議につきましては、一旦これで区切りといたします。幾つかの次回への繰り越し事項がございますけれども、改めてまた協議を賜りたいと思います。

終わります前に、その他として事務局サイドから話があるようでございますので、引き続きお願いいたします。

大久保事務局長

次回、第4回の協議会は11月12日に開催の予定にいたしております。

ただ、ちょっと都合により開催場所の変更をいたしたいと思っております。第4回、11月12日は鷹島町の方にお邪魔するようにいたしておりましたけれども、ちょっと都合によりまして、松浦市文化会館小ホール、第1回の会場で行いたいと思います。

なお、第5回、11月25日を松浦市といたしておりましたけれども、これを振り替えて鷹島町さんにお世話になろうと思っておりますので、11月12日と25日の会場を、松浦市と鷹島町と入れかえるということで、日時等については全く変わりございませんので、場所だけの変更でご

ざいます。よろしくお願いいたしたいと思います。

次回は松浦市文化会館小ホールということで、11月12日はよろしくお願いいたします。

吉山会長

よろしいですかね。じゃあ、11月12日の件、場所を再確認いただきたいと思います。

それでは、本日は詰めた内容の濃い議論を賜りました。御協力をいただいて、本当にありがとうございました。

本日は、前回からの継続協議の二つの項目、そして、新規提案させていただきました9項目のうち、四つの確認をいただいたところです。特に協議第13号では、議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その1)として、基本的な考え方について確認をさせていただきました。具体的な内容は、これからの協議が重要になってこようかと思います。これからの各種の協議等々につきましても、ぜひ本日の議論のように忌憚のない御意見を交わし合いながら、いい方向性を見出してまいりたいと思いますので、それぞれ今後とも御協力をお願い申し上げて、お礼の言葉にかえさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。御苦労さまでした。

午後4時6分 閉会